

~~令和6年度 教こ第17号 旧東北電力ビル解体工事~~

図面リスト

図 面 No.	図 面 名 称	縮 尺	図 面 No.	図 面 名 称	縮 尺
D-01	解体工事特記仕様書（そのⅠ）	no scale	D-23	鉄筋コンクリート造3階建事務所:柱,梁断面図	A-1 S=50 A-3 S=100
D-02	解体工事特記仕様書（そのⅡ）	no scale	D-24	鉄筋コンクリート造3階建事務所:スラブ配筋図	A-1 S=40 A-3 S=80
D-03	R 5 共通事項特記仕様書（そのⅠ）	no scale	D-25	鉄筋コンクリート造3階建事務所:スラブ小梁配筋図	A1 S=1:20,30 A3 S=1:40,60
D-04	R 5 共通事項特記仕様書（そのⅡ）	no scale	D-26	重量鉄骨造3階事務所:各階平面図・外部内部仕上表	A-1 S=100 A-3 S=200
D-05	付 近 見 取 図 ・ 配 置 図	A-1 S=2000,250 A-3 S=4000,500	D-27	重量鉄骨造3階事務所:各立面図・断面図	A-1 S=100 A-3 S=200
D-06	全体配置図・各棟別建物概要・求積図	A-1 S=100,200 A-3 S=200,400	D-28	重量鉄骨造3階事務所:展開図・2,3階造作図等	A-1 S=100 A-3 S=200
D-07	鉄筋コンクリート造3階建事務所:内部仕上表	no scale	D-29	重量鉄骨造3階事務所:各階建具キープラン・建具表	A-1 S=100 A-3 S=200
D-08	鉄筋コンクリート造3階建事務所:各階平面図	A-1 S=100 A-3 S=200	D-30	重量鉄骨造3階事務所:各階梁伏図・軸組図	A-1 S=100 A-3 S=200
D-09	鉄筋コンクリート造3階建事務所:各立面図	A-1 S=100 A-3 S=200	D-31	重量鉄骨造3階事務所:各階電気設備図・給排水ガス設備図	A-1 S=100 A-3 S=200
D-10	鉄筋コンクリート造3階建事務所:各階建具キープラン	A-1 S=100 A-3 S=200	D-32	鉄骨造3階建事務所:各階空調設備図等	A-1 S=100 A-3 S=200
D-11	鉄筋コンクリート造3階建事務所:建具表	A-1 S=100 A-3 S=200	D-33	鉄骨造3階建事務所:構造一般事項,基礎伏図	A-1 S=100 A-3 S=200
D-12	鉄筋コンクリート造3階建事務所:各部展開図	A-1 S=100 A-3 S=200	D-34	鉄骨造3階建事務所:基礎,地中梁断面図	A-1 S=30 A-3 S=60
D-13	鉄筋コンクリート造3階建事務所:各階造作図	A-1 S=100 A-3 S=200	D-35	鉄骨造3階建事務所:基礎梁リスト,雑詳細図	A-1 S=30 A-3 S=60
D-14	鉄筋コンクリート造3階建事務所:各階間仕切り壁図	A-1 S=100 A-3 S=200	D-36	鉄骨造3階建事務所:基礎梁詳細図	A-1 S=30 A-3 S=60
D-15	鉄筋コンクリート造3階建事務所:各断面図	A-1 S=100 A-3 S=200	D-37	重量鉄骨平屋建雁木:仕上表・各平面図,伏図	A-1 S=100 A-3 S=200
D-16	鉄筋コンクリート造3階建事務所:各階電気設備図	A-1 S=100 A-3 S=200	D-38	外部工作物配置図・求積図	A1 S=1:200,50 A3 S=1:400,100
D-17	鉄筋コンクリート造3階建事務所:各階給排水・ガス設備図	A-1 S=100 A-3 S=200	D-39	構内仮設計画図【参考図】	A-1 S=1:150 A-3 S=1:300
D-18	鉄筋コンクリート造3階建事務所:各階厨房・衛生設備図	A-1 S=100 A-3 S=200	D-40	工事仮施設設図【参考図】	A-1 S=1:40,60 A-3 S=1:80,100
D-19	鉄筋コンクリート造3階建事務所:各階空調設備図等	A-1 S=100 A-3 S=200	D-41	解体後配置図【参考図】	A-1S=1:250,50,30 A-3S=1:500,100,60
D-20	鉄筋コンクリート造3階建事務所:各階床梁伏図	A-1 S=200 A-3 S=400	D-42	家屋調対象図(案)	A-1 S=300 A-1 S=600
D-21	鉄筋コンクリート造3階建事務所:基礎詳細図	A-1 S=40 A-3 S=80	D-43	基礎解体検討図面【参考図】	A-1 S=1:250,50 A-3 S=1:500,100
D-22	鉄筋コンクリート造3階建事務所:A,B通りラーメン図	A-1 S=50 A-3 S=100	D-44	害獣害虫駆除 薬剤設置か所図	A-1 S=100 A-3 S=200

古畑・シグマ経常共同企業体

旧東北電力ビル解体工事 設計図

令和 6 年 月 (全 枚)

建物概要

工事場所	新潟県糸魚川市大町2丁目25-1		
敷地面積	721.61㎡		
用途	事務所・厩木(公共歩道)		
構造・階数	RC造3階建て、S造3階建て、S造平屋建て		
建築面積	445.43㎡ (うち解体 445.43㎡)	延べ面積	1190.16㎡ (うち解体 1190.16㎡)
区域区分	都市計画区域内	用途地域	商業地域
防火地域	準防火地域		
その他の区域	騒音規制法による規制 第1号区域 振動規制法による規制 第1号区域 景観計画地域(一般地域)		

施工条件

項目	適用・条件等
①作業時間等	※指定あり・指定なし (ありの場合の条件) ・騒音、振動規制法による作業禁止日、時間帯 (特定建設作業に限る。) ・夜間作業行わない
②駐車場その他	工事用車両の駐車場所 〇敷地内、仮囲い内(任意) 資機材の置場所 〇仮囲い内(任意)
3着手前対応	
③その他施工条件	〇工事に先立ち、発注者主催で、周辺住民に対して工事説明を行なうので、施工者は説明者として出席すること。 〇建築物除却届は施工者が作成し届を行う。 〇大気汚染防止法及び労働安全衛生法関係法令の、事業者が行う官公庁への書類作成提出及び、掲示、説明を行うこと。

仕様書

I 共通仕様

1. 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部制定 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共仕」という。)により、解体共仕に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版」(以下「標仕」という。)による。
2. 解体共仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。
(1)「契約書」を「糸魚川市財務規則(平成17年3月19日規則第49号)別記1(第182条、183条関係) 建設工事請負基準約款」(以下「約款」という。)に読み替える。
(2)「監督職員」を「監督員」に読み替える。
(3)「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。
3. 次の各号に該当する解体共仕の項目について、解体共仕の規定を別表に置き換えて適用する。
(1)1章 各章共通事項 1節 共通事項 1.1.2 用語の定義の(7)、(9)、(ㄹ)
(2)〃 1.7.1 工事検査の(2)及び(3)
4. 解体共仕の次の項目の規定は適用しない。
1章 1.1.2 用語の定義の(ノ)
〃 1.7.2 技術検査

別表(建築工事)

号	項目	置き換え後の解体共仕の規定
	1章 各章共通事項 1節 共通事項	
(1)	1.1.2 用語の定義	(7)「監督員」とは、約款第10条の規定に基づき受注者に通知された者をいう。 (9)「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県CALSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。

(1) 1.1.2 用語の定義

(ㄹ)「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査(ただし、②に係る検査を除く。)を含む。
①工事の完成(約款第33条)
②部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第39条)
③部分引渡し指定部分に係る工事の完成(約款第40条)
④契約の解除時における出来形部分(約款第52条)
⑤必要があると認めたときの臨時検査(約款第53条)

(2) 1.7.1 工事検査

(2) 約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。
(3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査並びに約款第52条及び第53条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に受ける。

II 特記仕様

1. 項目は、番号に 〇印の付いたものを適用する。
2. 特記事項は、〇印の付いたものを適用する。
〇印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
〇印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3. 特記事項に記載の() 内の表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図または当該表を示す。
特記事項に記載の(標仕) 内の表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。
4. 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また() 内は製品名を示す。

章 項目 特記事項

① ① 工事実績情報の登録

② 監理技術者の要件

③ 工事の記録等

4 電気保安技術者

⑤ 解体工事における監督者の要件

⑥ 施工条件

⑦ 交通安全管理(出入りの管理)

(巡 視)

⑧ 周辺構造物対策

⑨ 公共設備等への対策

⑩ 発生材の処理

⑪ 石綿含有建材の事前調査

※請負工事費 500万円以上の場合は登録する。(1.1.4)

※建築工事に係る監理技術者証を有するもので、次のいずれかの要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。
1 建築工事の施工に関し、10年以上の実務経験を有すること。
2 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格取得後4年以上の実務経験を有すること。

契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる書式等は「糸魚川市提出書類一覧」による。(1.2.4)

※要() (1.3.3)

※解体工事の施工は、次のいずれかの者の監督の下で実施すること。
1 解体工事施工技士
2 解体工事の実務経験が1年半以上の者で、建設リサイクル法で定める「技術管理者」の資格要件を有する者。

※解体共仕によるほか、左記施工条件及び図示による。(1.3.5)

※工事現場への出入口には、解体工事期間中、交通誘導員等を配置し、公衆の交通に支障をあたえないようにしなければならない。又、近接して他の建設工事等が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通の安全を図らなくてはならない。
※工事現場への車両等を出入りさせる場合には、道路構造物及び交通安全施設等に損害を与えることのないよう注意しなければならない。なお損傷させた場合は、直ちに当該管理者の指示により復旧しなければならない。

※交通安全巡視員等により工事現場内及びその周辺の安全巡視を敢行し、事故防止設備の完備及びその維持管理に努めなければならない。

※工事にあたって、周辺地盤のゆるみ又は沈下、構造物の破損、汚損等に十分注意するとともに、必要に応じて構造物の補強又は養生等について、その構造物の管理者とあらかじめ協議し、危害防止のための措置を講じなければならない。

※方が一、工事の施工に起因して第三者に損害が生じた場合、その損害の原因については、発注者及び受注者が誠実に協議のうえこれを確認し、糸魚川市工事約款第30条に基づき対応する。
※家屋調査の工事前調査意向確認及び家屋事前調査、報告書の提出は本工事に含めるが、事後調査意向確認及び家屋事後調査家は市が行う。

※工事による影響があると思われる範囲内の公共埋設物、架空線等の処理等について、十分配慮して工事しなければならない。
公共の埋設物、架空線等に接近して工事を施工する場合は、あらかじめその埋設物、架空線等の関係者と協議し、施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物、架空線等の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及び連絡方法等を決定しておかなければならない。

※構外搬出適切処理 (1.3.10)
発注者に引渡しを要する発生材
・PCB含有物
・金属類
工事現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るもの
・
・

工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。(1.4.1)
調査範囲
・図示
貸与資料 〇貸与資料参考にする。
分析による石綿含有の調査・行う(下表による) 〇行わない
材 料 名 定性分析方法 定量分析方法
・ 箇所 ・ 箇所
・ 箇所 ・ 箇所
・ 箇所 ・ 箇所
上記以外に調査が必要と思われる箇所があった場合は、監督員と協議すること。

① 一般共通事項

12 施工数量調査

⑬ 完成図等

14 施工図等の取扱

⑮ 工事完成写真

⑯ 工事施工状況写真

② 仮設工事

① 騒音・粉じん等の対策

② 足場その他

③ 総合仮設計画

4 監督員用事務所等

⑤ 工事用水

⑥ 工事用電力

⑦ 仮設建物等

③ 解体施工

① 事前措置

② 機器等の解体

3 基礎及び杭

④ さく、照明設備等の付属物

5 構内舗装等

⑥ 地下埋設物及び埋設配管

調査範囲
・図示
調査方法
・
(1.5.2)
※下記のものを作成し提出する。作成方法・部数等は、監督員の指示による。
・案内図及び配置図
・残置物等の配置図
※竣工図(A1 部 A3 2部)・CADデータ
・下記図面をCADデータ化し電子媒体にて提出する。作成方法・媒体等は、監督員の指示による。
案内図、配置図、残置物等の配置図、その他監督員が指示した図面
施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。
工事完了後、整理のうえ監督員に提出する。 提出部数 1部
工事完成写真は、着手前の敷地全景(敷地の位置は朱線で記入)、外部全景4面、内部主要各室、屋外施設その他監督員が必要と認め指示した箇所等とする。
工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による工事写真撮影ガイドブック(平成30年度版)」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。
ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略出来る。
提出部数 1部
印刷物若しくは電子データ(DVD等のメディア)で提出する。
(2.2.1)
※防音パネル 〇防音シート
・養生シート
防音パネルの設置範囲と高さ
設置範囲:
高 さ:
(2.2.2)
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
※現場作業の安全確保、及び第三者災害の防止を目的として総合仮設計画を作成し、監督員の承諾を受ける。
・監督員用事務所 ・10 ・20 ・35 ・65 ・ ㎡程度を設ける。(2.3.1)
・仮設事務所の中に監督員用空間を ㎡程度確保する。
・監督員が使用できる備品として、下記のことを工事期間中現場に用意し、貸与する。
・保護帽 ケ ・雨具 着 ・長靴 足 ・安全帯 組
構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)
構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)
現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。
(3.2.1)
※浄化槽・排水槽等の汚水・汚物等を処理し、洗浄、消毒等を行う。(3.2.1)
※オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油を処理し、洗浄等を行う。
(3.4.1)
※工事範囲内の機器類は、各種別ごとに分別解体する。
設備機器等は専門業者又はメーカーが解体し、バッテリー液・フロンガス等は関係法令に基づき適正に処分する。
(3.9.2)
杭の撤去 ※行う ・残置
残置または一部撤去の場合の処理
※杭種、杭径、位置、杭頂部高さ等の記録を整備し、監督員に提出する。
解体方法 ※引抜き ・破碎 ・杭頭はつり(㎡まで)
引き抜いた杭の処理
杭撤去跡の処理 ・山砂 ・流動化処理土 ・セメントミルク ・
杭の種類
・遠心力鉄筋コンクリートくい ・高強度プレストレスコンクリートくい
・場所打ちコンクリートくい ・木ぐい
・RCパイプ
建物名等 杭径 長さ 本数 備考
敷地境界
敷地境界
敷地境界
敷地境界
敷地境界
付属物の解体 ・行わない 〇行う(・ 図示) (3.10.1)
樹木等の伐採・伐根 ・行わない ・行う(・ 図示) (3.11.1)
支障となる樹木の移植 ・行わない ・行う(・ 図示)
(3.12.1)
撤去する地下埋設物、埋設配管
・あり(・図示 ・) ・なし

③ 解体施工

⑦ 解体後の整地

⑧ 火気使用作業等

④ ① 再資源化等

② 処理に注意を要する建設廃棄物

⑤ ① 廃石綿等

② PCB含有機器類

3 PCB含有シリング材

4 廃油

5 廃酸・廃アルカリ

6 ダイオキシン類

⑥ ① 共通

② 石綿粉じん濃度測定

埋戻し及び盛土 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (標仕3.2.3)(標仕表3.2.1)
発生土の処理 〇構内指示の場所 〇敷均し ・堆積) (標仕3.2.5)
・構外搬出適切処理(指定場所)
・処分地未特定のため、場内仮置きとし契約後変更とする
※解体工事時にガスバーナーでオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する時、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講じて作業しなければならない。
中間処理、再資源化施設 ※「追加特記6 建設廃棄物の処理」による。(4.4.1)
再資源化する建設廃棄物
※建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物 ※金属類
※資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品
※資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品
・廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物
・硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ガラス
指定建設資材廃棄物としての木材の縮減(焼却) ※不可 ・可
再資源化して現場で利用する建設廃棄物
・
・
処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1)
・せっこうボード(石綿含有) ・せっこうボード(ひ素・カドミウム含有)
・せっこうボード(上記以外)
・CCA処理木材(クロム・銅・ひ素化合物系防腐処理木材)
処理の方法
・解体共仕第4章5節による。
施工に先立ち、処理計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。
(5.4.1(1))
※6 石綿含有建材の除去及び処理による。
(5.4.1(2))
調査方法 ※製造所、製造年、型式等による調査
・専門分析機関による微量PCB分析調査
調査対象
上記のほかにも含有が疑われる機器があった場合は調査を行う。
〇屋上キュービクル内の単相変圧器1φ50kVAの絶縁油に低濃度PCBあり。
事前調査等 ・行う(下記の要領で分析する) 〇行わない (5.4.1(3))
現場においてサンプルを採集し、専門分析機関で分析を行う。
採取箇所 ※外壁目地 ・建具周囲目地 ・図示
採取箇所数 ・部材が異なる毎に1箇所 ・図示
分析によりPCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う。
調査範囲 ※工事範囲全て ・図示
調査内容 シリング使用部位及び長さの確認
施工範囲と工事監理区分の確認
仮設計画
廃棄物等の撤出方法
〇分析結果報告書は発注者から提供できる
処理方法 ・焼却処分 ・中間処理施設による再生処理 (5.4.1(4))
処理方法 ・中和処理 ・焼却処分 (5.4.1(5))
・中間処理施設による再生処理
サンプリング調査 ・行う ・行わない (5.4.1(6))
材 料 名 調査箇所 測定方法
焼却施設の解体及び処分の方法
ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)その他関係法令に従い、適切に処理すること。
※建築物の解体等工事、石綿除去について、以下の基準を適用する。
〇建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和2年9月8日付け 技術上の指公示第22号)
〇新石綿技術指針対応版 石綿粉じんへのばく露防止マニツル(建設業労働災害防止協会)
〇建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニツル 令和3年3月(厚生労働省、環境省)
石綿粉じん濃度測定 ・行う 〇行わない [6.1.3]
測定時期、場所及び測定点
適用測定名称 測定時期 測定場所 測定箇所数(各処理作業ごと)
・測定1 処理作業前 処理作業室内 ・()点
・測定2 施工区画周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 ・()点
・測定3 処理作業中 処理作業室内 ・()点
・測定4 集じん・排気装置の出入口 ・()点
・測定5 1m/s以下の位置各1点 ・()点
・測定6 施工区画周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 ・()点
・測定7 処理作業後 処理作業室内 ・()点
・測定8 (隔離シット撤去前) 施工区画周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 ・()点
〇分析結果報告書は発注者から提供できる

Ver. 050401

当初設計

注意事項・変更事項

発注者

糸魚川市

設計者

承認

審査

設計責任

製図

工事名

旧東北電力ビル解体工事

日付

2024.12.19

図面番号

D-01

縮尺

no scale

意図

電機

機械

⑥

石綿含有建材の除去及び処理

2

石綿粉じん濃度測定

測定方法

・自動測定器による測定

測定名称		測定方法		
・測定 4		粉じん相対濃度(デジタル粉じん)計、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リトルマフイバーモーター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定		
・測定 5				

・JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称		メッシュ径 直径(mm)	試料の吸引 流量(L/min)	試料の吸引 時間(min)
・測定 4	・測定 5	25	5	30
・				
・測定	・	47	10	120
・測定	・	47	10	240
・測定	・			

3

石綿含有吹付け材の除去

除去工法(6.3.2)
※解体共仕第6章3節による。
・

4

石綿含有保温材等の除去

除去工法(6.4.1)
※粉じん飛散抑制剤等による湿潤化の後、手ばらして行う。
・掻き落し・破砕・切断等による除去を行う。
※「3 石綿含有吹付け材の除去」により、作業場を隔離する。

⑤

除去した石綿含有吹付け材等のこん包及び飛散防止

除去した石綿含有吹付け材・保温材等のこん包及び飛散防止(6.3.2)(6.4.3)
※密封処理(二重袋梱包)
※湿潤化
・固型化(※セメント固化・)

⑥

石綿含有成形板の除去

作業場の区画(6.5.1)
建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、開閉部位(出入口、換気口、窓等)は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生シート等で塞ぐ。
石綿含有成形板の種類

材料名	使用部位	厚さ(mm)	備考
図示による	図示による		

※上記以外に石綿含有が疑われる建材があった場合は、速やかに監督員と協議すること。

⑦

石綿含有仕上塗材の除去

除去工法(6.6.1)
・集じん装置付き超高压水洗工法
・剥離剤併用手工具ケレン工法
・集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
・
石綿則及び大気汚染防止法に基づき除去を行い、定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議すること。

⑧

除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等

除去した石綿等の処理(6.3.3)(6.4.3)(6.5.3)(6.6.4)
※各種廃棄物分類に応じた最終処分場で埋立処分
・中間処理
・アスベストの中間処理に適する熔融施設において熔融処理
・大臣認定を受けた無害化処理施設において無害化処理

⑦

追加特記

⑤

工事機械(移動式クレーン)

※移動式クレーンの選定に当たっては、自立できるもので、施工条件、近隣環境等と施工計画との関連を検討して、安全な作業ができる能力を持った機械を選定しなければならない。
※移動式クレーンを使用する場合には、作業範囲、作業条件を考慮して、安定度、接地圧、アウトリガーの反力等の検討・確認を行い、適切な作業地盤上で使用しなければならない。
※移動式クレーンを使用する場合には、高所及び敷地周辺から、吊荷、吊具等の落下、飛散等に十分注意すると共に、これらによる危害を防止するための措置を講じなければならない。

※共通事項特記仕様書「排ガス対策型建設機械等に関する特記仕様書」による。

6 建設廃棄物の処理等
1 再生資材の利用
下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考

2 建設発生土の利用
盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3 建設発生土の搬出
工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出するものとして積算している。

受入工事名／施設名称		
工事場所／施設所在地		
連絡先		
仮置場所の有無		
備考		

④ 建設廃棄物の搬出
工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとして積算している。

搬出する廃棄物名	木くず、ガラスくず類(ガラス、木毛板、ボード、石綿含有建材)、金属くず、がれき類(瓦)、石膏ボード(石綿なし)
処理施設名称	榊木島組 浦本工場 ケーツークリーンサービス
施設所在地	糸魚川市大字中宿字宮谷981-1
連絡先	025-555-3680
備考	

搬出する廃棄物名	廃プラ塩ビ、紙くず類
処理施設名称	カネヨ運輸 株式会社
施設所在地	糸魚川市大字橋立5758
連絡先	025-561-7108
備考	

搬出する廃棄物名	廃プラ類(断熱、量)、蛍光灯管
処理施設名称	有限会社 友スタッフサービス
施設所在地	糸魚川市大字大野7126
連絡先	025-550-1263
備考	

搬出する廃棄物名	がれき類(コンクリート)
処理施設名称	株式会社 笠原建設リサイクルセンター
施設所在地	糸魚川市大字西中1174
連絡先	025-552-8982
備考	

搬出する廃棄物名	石こうボード類(石綿含有)
処理施設名称	関原開発建設株式会社 宮谷リサイクルセンター
施設所在地	糸魚川市大字中宿字宮谷981-1
連絡先	025-555-2093
備考	

搬出する廃棄物名	
処理施設名称	
施設所在地	
連絡先	
備考	

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

⑤

建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

⑥

再生資源利用計画書を作成するものとする。

⑦

再生資源利用促進計画書を作成するものとする。

⑧

自ら産業廃棄物を運搬・処分する場合以外は、委託契約書の写しを提出すること。

⑨

特殊な副産物の処理等については、解体共仕第7章3節による。

⑩

協議について
建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、1～9の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

⑪

「石のまち糸魚川」のヒスイの保全
糸魚川市内では日本の国石である「ヒスイ」が発見されることが多く、工事において十分留意する必要がある事からヒスイの保全に関して下記のとおり定めるものとする。
(1) 受注者は、工事中にヒスイまたはヒスイの類似した岩石(勾玉等の加工品を含む)を発見したときは、速やかに監督員と協議しなければならない。 また、協議前に破砕や工事現場以外に持出し等を行ってならない。
(2) 受注者が、工事の施工にあたりヒスイ及びヒスイに類似した岩石を発見した場合は、受注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が当該にヒスイの発見者としての権利を保有するものとする。

⑦

追加特記

①

公共事業労務費調査への協力

※協力する

2

工事監理方式

共同監理・有り・無し

3

適用基準等

・営繕工事電子納品要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室監修)
※工事運行マニュアル(新潟県糸魚川市作成)
・
※受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。(様式等は、工事運行マニュアルによる。)

⑤

工事機械(機械の選定)

※機械の選定に当たっては、地域の安全及び環境対策上、転倒、騒音、振動等について十分注意して行なわなければならない。また工事規模、施工方法等に見合った、安全な作業ができる能力をもった機械を選定しなければならない。
機械の能力を十分に把握・検討し、その能力を超えて使用してはならない。

(組立及び解体)

※機械の組立及び解体に当たっては、機械に精通した者の直接の指導により、定められた手順を厳守しなければならない。

(使用及び移動)

※建設機械を使用し又は移動させる場合は、機械類に関する関係法令を厳守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損害を与えることがないようにしなければならない。
※建設機械を作動させる範囲は、原則として工事現場内としなければならない。
やむを得ず工事現場外で使用させる場合には、作業範囲内へ立ち入りを制限する等措置を講じなければならない。
※架線、構造物又は工事現場の境界に近接して建設機械を使用する場合には、車止めの措置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張り員の配置等の措置を講じなければならない。

発注者

糸魚川市

設計者

承認審査設計責任製回

工事名

旧東北電力ビル解体工事

日付

図面番号

尺no scale

意電機機

Ver. 050401

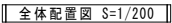
D-02

解体工事特記仕様書(そのⅡ)

○追加特記(部・課共通事項) ※現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書 1 現場代理人の兼任 ○次の条件をすべて満たす場合には、5件の工事までの兼務を認めるものとします。 ① 工事現場間で、常時連絡が取れる体制であること。 ② 工事の当初契約金額の合計が、7,000万円未満であること。 ただし、難易度や施工内容によって現場代理人の兼任を認めたい工事である場合は、認めないことがあります。 ※主任技術者又は監理技術者の専任に関する特記仕様書 1 専任を要しない期間 専任を要しない期間は、以下のとおりであり、具体的な期間はあらかじめ特記仕様書に明記する場合を除き、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにて工事打ち揃に定める。 1. 現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間をいう。） 2. 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等の期間。 3. 現場施工着手後の期間 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止する期間や、その他、専任の必要がないと認められる期間。 4. 工事カルテの登録変更 上記1.3で定める専任を要しない期間は、受注者の要請があった場合に定めるものとし、専任する期間の変更が生じた毎に登録変更の手続きを行うこと。 2 専任を要しない期間の指定 ※特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する特記仕様書 1 特例監理技術者の配置 ・ 認める ・ 認めない 2 特例監理技術者の兼務 1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の(1)から(8)の要件を全て満たすものとする。 (1) 特例監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 (2) 監理技術者補佐は、当該工事に係る主任技術者の要件を満たす者のうち、一級施工管理技士補の資格を有する者又は当該工事に係る監理技術者の資格を有する者であること。 なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同じであること。 (3) 監理技術者補佐は、入札参加資格確認申請書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。 (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。 ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に同一性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。 (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、工事現場が本工事と同一の地域振興局管内の工事であること。 (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならないものであること。 (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、前項(1)から(8)の事項について確認できる書類を提出すること。 3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。 ○設計変更及び工事一時中止に係る特記仕様書 設計変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第19条～第25条によるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン」の準用、及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。				○追加特記(部・課共通事項) ※請負工事における電子納品に関する特記仕様書 1 電子納品 ・実施する ・実施しない（ただし、受注者からの申出により実施することができる。） 新潟県CALS/EC整備行動計画（アクションプログラム）に基づく電子納品対象工事は、以下の各項により履行するものとする。 1 受注者は、契約期間中に監督員と協議を行う場合、新潟県CALSシステム（以下「CALSシステム」という。URL：http://www.niigata.pref.cals-ec.jp/）を利用して電子協議^(注1)を行わなければならない。 2 受注者は、CALSシステムを利用して、監督員との協議に従い工事完成図書の一部について、電子納品^(注2)を行わなければならない。 3 工事完成図書の提出方法および提出部数については、電子納品の場合はC-D-R1部（枚）、紙による納品の場合は正本1部を納品するものとする。 4 受注者は、CALSシステムを利用して電子協議および電子納品を行うため、インターネットが利用できる機器および電子納品のデータを作成するための機器を用意しなければならない。 5 監督員が受注者に口頭・電話・電子メール等で指示等を行った場合、後日CALSシステムにより監督員と受注者の両者が指示内容を確認するものとする。 6 受注者は、CALSシステムの利用料を、新潟県よりCALSシステム運営業務を受託している者に支払うこと。なお、CALSシステム利用料として、新潟県CALSシステム登録料を別途精上げ計上している。 7 CALSシステムの利用料を支払った時は、すみやかに監督員に支払の事実を報告し確認を受けること。また、支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を工事完了時に提出すること。 8 上記以外の電子協議および電子納品に関する詳細な事項については、受発注者協議にて定めるものとする。 2 電子検査 電子納品した場合、電子納品物にて検査を行う書類については契約後の受発注者協議にて定めるものとする。 電子検査^(注3)に係わる詳細な事項については、別途県が公表する^(注4)「新潟県電子検査実施要領」による。 (注1)電子協議とは、指示・承諾・協議・提出・提示・報告・通知等を、電子化された書面及びその他資料（図書等）にて行うことをいう。 (注2)電子納品とは、工事完成図書等の最終成果を電子成果品として納品することという。ここでいう電子成果品とは、別途県が公表する^(注4)新潟県策定の「新潟県電子納品実施要領」に基づいて作成された電子データを指す。 (注3)電子検査とは、「電子納品された最終成果物（写真、新潟県CALSシステムで交換された書類等）をパソコンで電子的に検査すること」をいう。 (注4)新潟県CALS/ECホームページにて公表する。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1197303328963.html ※県内調達に関する特記仕様書 1. 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。また、受注者は、技能労働者の労働条件改善を図るため、労務単価の改善等に努めること。なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設企業者をいう。 2. 受注者は、本工事の施工に関する下請契約において、一次、二次以降問わず県外企業を採用する場合は、着手前にその下請契約先と採用理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外企業を使用しない場合は「1. 下請契約」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること（県外企業とは県内企業以外をいう）。 3. 受注者は、本工事に使用する材料について、県内資材で確保できる場合はその優先使用に努めるものとする。 なお、県内資材とは以下に該当するものをいう。 (1) 製造した企業の本社・本店の所在を問わず、県内の工場で製造されたもの。 (2) 製造された場所を問わず、県内に本社・本店のある企業が製造したもの。 4. 受注者は、県外資材の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。 なお、県外資材とは県内資材以外をいう。 5. 受注者は、本工事に使用する材料について、県外資材を使用した場合は、「工事材料使用承諾願」の提出時、その資材名と県内資材を使用しない理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外資材を使用しない場合は「2. 県外資材の調達」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること。 ※防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する特記仕様書 1 ゴム製品等の品質確認等 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本金・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。<table><tr><th>試験名</th><th>計測項目</th></tr><tr><td>通常状態での試験（常態試験）</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td></tr><tr><td>熱老化試験</td><td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td></tr><tr><td>圧縮永久ひずみ試験</td><td>圧縮による残留歪み</td></tr><tr><td>製品検査</td><td>外観、寸法、性能</td></tr></table> 第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、ではない。 2 ゴム製品等の品質確認を怠った場合における契約不適合の取扱い				試験名	計測項目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能	○追加特記(部・課共通事項) ※地域保全型工事（建築一式工事、電気工事及び管工事）に係る特記仕様書 1 地域保全型工事の適用 ・対象工事である 本工事は、 の管内として扱う。 ※対象工事でない 2 地域保全型工事の実施 1 下請負する場合 (1) 工事の品質確保、安全性の確保、公正な契約締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。 (2) 工事を落とした建設業者（以下「直接元請負人」という。）は、原則として、管内に本店又は支店を有する下請負人へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。ただし、これによりがたい場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。 (3) 直接元請負人は、(4)及び(5)の条件の履行の確保を図るため、工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者配置届（様式1）を工事着手届に併せて監督員へ提出すること。 ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。 (4) 直接元請負人は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」（様式2）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式3）により、建設業法令遵守状況を点検すること。 (5) 直接元請負人は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険・退還共等への加入について指導すること。また、資金については、公共工事設計労務単価と比べて合理的理由なしに著しく下回ることのないよう指導すること。 (6) 直接元請負人は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙又は退職金ポイントを適正に交付若しくは充当するとともに、工事請負契約締結後原則1か月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式4-1及び様式4-2）又は「建設業退職金共済退職金ポイント購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式5-1及び様式5-2）を提出すること。 (7) 直接元請負人は、県の前金払い・中間前金払い・部分払い制度及び「地域建設業経営強化融資制度」などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。 (8) 直接元請負人は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注機関へ提出すること。 2 下請負しない場合 工事請負契約締結後原則1か月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式4-1）又は「建設業退職金共済退職金ポイント購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式5-1）を提出すること。 3 報告書の様式 各種報告書等は、新潟県ホームページから最新のものをダウンロードすること。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1194797758071.html ○埋設配管・配線切断事故防止措置等に関する特記仕様書 1 対象作業 既存建物の躯体内の埋設配管・配線を切断する恐れのある作業 あと施工アンカー、カッター入れ、はつり、解体、コア抜き等 なお、地下の既設配管等の安全確保は改修工事標準仕様書（建築工事1.3.7(4)、電気設備工事1.3.5(d)、機械設備工事1.3.5(e)）による。 2 事故防止措置等 ① 事前調査 既存図面及び施設管理者からの聞き取りにより、埋設配管・配線の位置を事前に確認すること。 ② 作業前調査 非破壊検査（電磁波レーダー法、電磁誘導法、X線法）により、埋設配管・配線の位置出しを行うこと。 ③ 迂回措置 上記①～②によっても埋設配管・配線の位置が確認出来ない場合は、切り直し等の迂回措置を検討すること。 ④ 被害防止措置 (7)原則、工事範囲内の各種設備の供給は、既存ブレーカー、バルブ等で停止すること。 (4)工具は、メタルセンサー付き、またはメタルセンサー付き電工ドラムに接続し使用すること。 (9)重要機器の配管・配線を切断する危険がある場合は、使用配管・配線の迂回や発電機設置等による措置を行うこと。 ⑤ その他 配管工事のコア抜きに代えて、既存スリーブ廻りを手ハツリするなど、現地の状況を確認した上でリスクを回避する工法があれば、採用を検討すること。 3 監督員の承諾 対象作業のある工種は工種別施工計画書に事故防止措置等を記載すること。 なお、事故防止措置等の費用は変更協議の対象とする。 4 事故発生時の報告 埋設配管・配線を誤って切断した場合は、直ちに作業を中止し、監督員に報告し、指示を受けること。				○追加特記(部・課共通事項) ※建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書 1 建設現場の「快適トイレ」設置の適用 ・ 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行案件である。 (1) 試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。 (2) 快適トイレの手配が困難である場合は、監督員と協議の上、本特記仕様書の対象外とすることができる。 ・ 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」（希望型）の試行案件である。 (1) 受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。 (2) 試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。 ・ 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行案件でない。 ※試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html) ※施工時期選択可能工事制度に係る特記仕様書 1 施工時期選択可能工事制度の適用 ・ 本工事は、工事開始日を、発注者が指定する工事開始期限日の範囲内で受注者が任意に選択できる「施工時期選択可能工事制度」の対象工事である。 ※ 対象工事でない 2 工事開始期限日 工事開始期限日は、令和 年 月 日（契約締結予定日から 日以内） 3 留意事項 (1) 落札者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知の日から起算して7日以内に工事開始日選択承認申請書により、発注者の承認を受けなければならない。 (2) 契約締結日から工事開始日の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を要しない。 (3) コリンズの登録は、工事着手後に監督員の確認を受け、着手後、速やかに行うこと。 (4) 工事開始日の前日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、工場製作等）を行ってはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備は可とする。 (5) 落札通知の日から起算して7日以内に契約を締結すること。 (6) 積算にあたっては、契約締結予定日を起算日とした工期日数分を工事期間としており、施工時期を選択することにより生じる経費（積雪寒冷地における冬期補正、除雪費等）については、受注者の負担とする。 4 その他 落札者が工事開始日の選択を希望し、発注者に承認された場合は、工事開始日から7日以内に工事に着手し、工事に着手したときは、速やかに「着手届」及び「工程表」を提出すること。 ※制度の試行要領、様式等は新潟県ホームページから入手できる。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356909107317.html) ※週休2日促進工事の特記仕様書 1 「週休2日促進工事」の適用 ・ 本工事は、「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の試行対象案件である。受注者は、受注後速やかに『営繕工事における週休2日促進工事試行実施要領』に基づき、工事着手前に週休2日の取得計画が確認できる「現場開所予定日」（分属発注工事の場合は「現場開所（現場休息）の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し監督員の確認を得た上で、週休2日に取組むものとする。 工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。 ※ 本工事は、「週休2日促進工事（受注者希望方式）」の試行対象案件で、『営繕工事における週休2日促進工事試行実施要領』に規定する「4週8休以上」を前提に補正係数1.05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、週休2日の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、その達成状況に応じて労務費を補正し、請負代金額を変更する。 受注者は、受注後速やかに「週休2日促進工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。 協議により試行する場合は、『営繕工事における週休2日促進工事試行実施要領』に基づき行うものとする。					
試験名	計測項目																										
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び																										
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）																										
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																										
製品検査	外観、寸法、性能																										
当初設計		注意事項・変更事項		検査済 適合		発注者		古畑・シグマ経常共同企業体		承認書在		設計責任		製図		工事名		旧東北電力ビル解体工事		日付		2024.3.28		図面番号		D-03	
				検査済 適合		糸魚川市		シグマ建築設計事務所 一級建築士事務所 新潟県知事登録（ト） 第2568号 一級建築士 第220874号 管理建築士 松沢 正夫								図面名称		R5 共通事項特記仕様書（そのI）		備考		no scale		意電機		機	

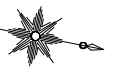
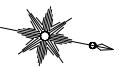
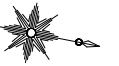
○追加特記（部・課共通事項）

※排ガス対策型建設機械等に関する特記仕様書																													
	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正 平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排ガス対策型建設機械を使用するものとする。 ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。 ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。 <table><thead><tr><th>機 種</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット類 （以下に示す基礎工事用機械のうち、ペーシマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの 油圧ハム・バ・イクロハム・油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースジャック、ウォーキング掘削機、リバーサキュレーションドリフトドリル、地下連続壁施工機、全回転型ウォーキング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン</td><td>ディーゼルエンジン（エンジン 出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械に限る。</td></tr><tr><td colspan="2">※上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。</td></tr></tbody></table>				機 種	備 考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット類 （以下に示す基礎工事用機械のうち、ペーシマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの 油圧ハム・バ・イクロハム・油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースジャック、ウォーキング掘削機、リバーサキュレーションドリフトドリル、地下連続壁施工機、全回転型ウォーキング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン 出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械に限る。	※上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。																				
機 種	備 考																												
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット類 （以下に示す基礎工事用機械のうち、ペーシマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの 油圧ハム・バ・イクロハム・油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースジャック、ウォーキング掘削機、リバーサキュレーションドリフトドリル、地下連続壁施工機、全回転型ウォーキング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン 出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械に限る。																												
※上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。																													
※労災補償に必要な法定外の保険契約																													
	受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。 受注者は、法定外の労災保険の契約を締結したときは、その証券等の写しを監督員に提出しなければならない。																												
当初設計	注意事項・変更事項				検査済 適合	発注者	糸魚川市			設計者	古畑・シグマ経営共同企業体 シグマ建築設計事務所 一級建築士事務所 新潟県知事登録 （ト） 第2568号 一級建築士 第220874号 管理建築士 松沢 正夫			承認	審査	設計責任	製図	工事名		旧東北電力ビル解体工事		日付	2024.3.28		図面番号	D-04			
					検査済 適合														図面名称		R5 共通事項特記仕様書（そのⅡ）		備考	no scale		意図	電機	機	機

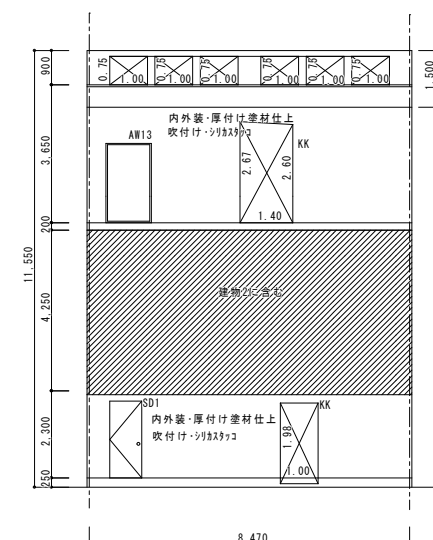
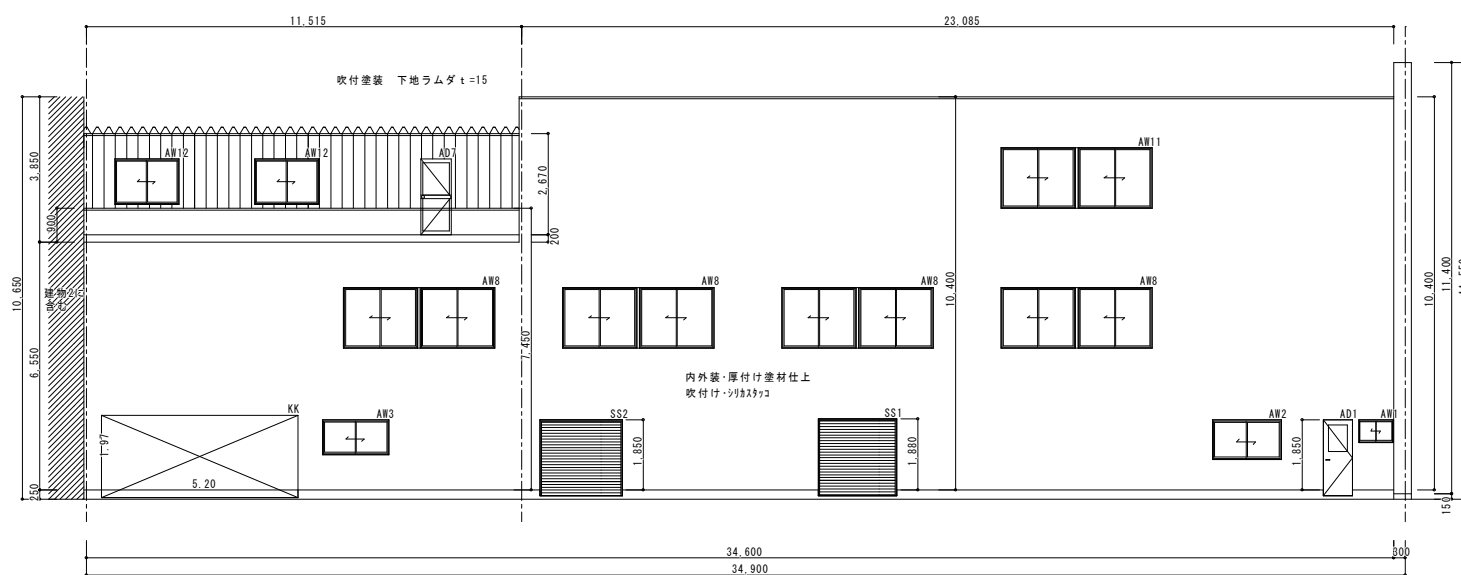
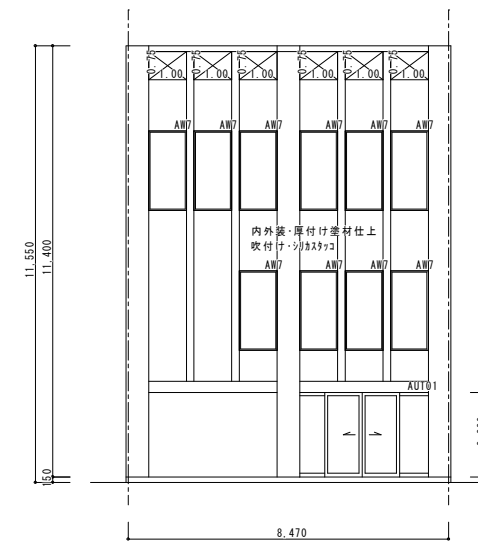
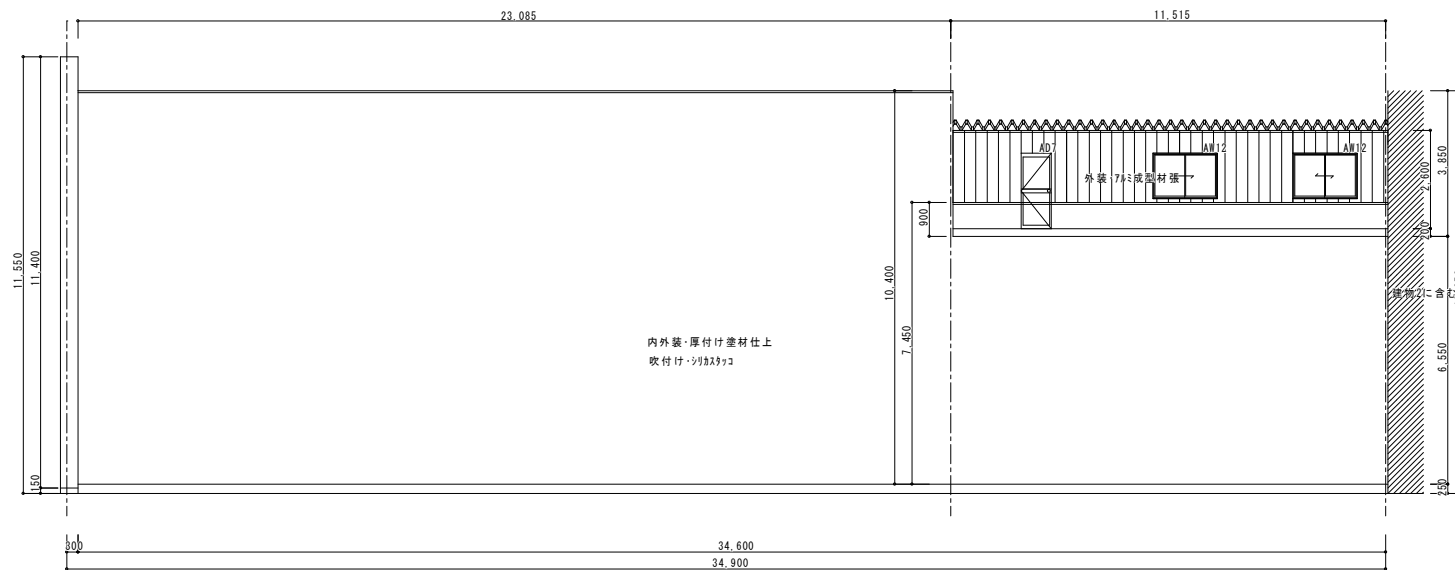


当初設計	注意事項・変更事項		/ / 検査済 適合	発注者 糸魚川市	設計者 古畑・シグマ経営共同企業体 シグマ建築設計事務所 一級建築士事務所 新潟県知事登録 (ト) 第2568号 一級建築士 第220874号 管理建築士 松沢 正夫	承認	審査	設計責任 松沢	製図 松沢	工事名	旧東北電力ビル解体工事	日付	2024.3.28	図面番号	D-06	
			検査済 適合							図面名称	全体配置図・各棟別建物概要・求積図	縮尺	A-1 S=100,200 A-3 S=200,400	意	電	機
			検査済 適合													

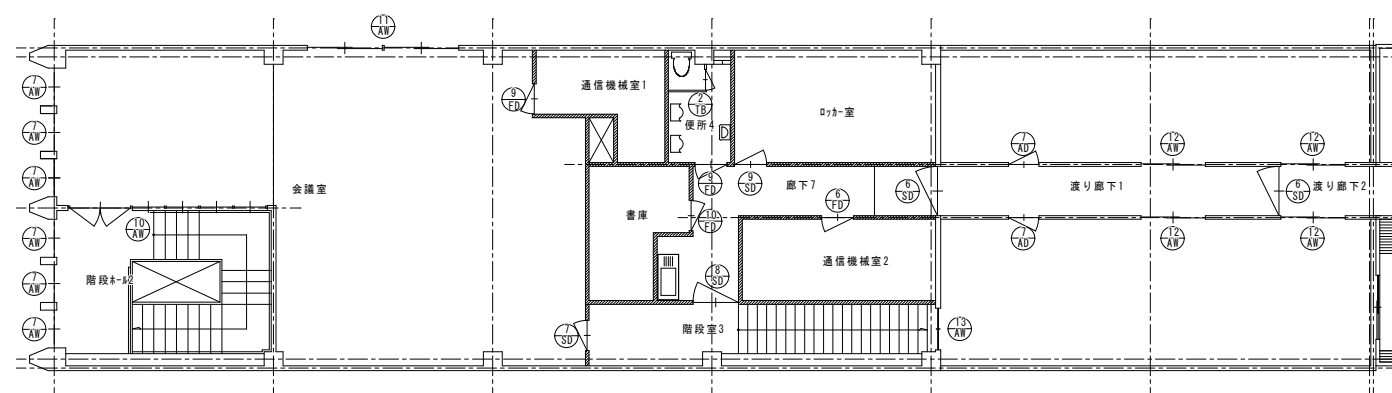
内部仕上表						鉄筋コンクリート造3階事務所							
階数	部 室 名	部 位	仕 様 材 料	レベル	石綿調査結果	階数	部 室 名	部 位	仕 様 材 料	レベル	石綿調査結果		
1階	玄 関	床 仕 上	人造石研出し	――	――	1階	宿直室押入	床 仕 上	合板張り	――	――		
		巾 木	ビニル巾木 黒	レベル3	みなし処分			雑巾 摺	木 製	――	――		
		壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			壁 仕 上	合板張り	――	――		
		壁 下 地	合板張り	――	――			天井仕上	合板張り	――	――		
		壁 仕 上	EP塗り	――	――		倉 庫 1	床 仕 上	コンクリート金鍍仕上げ	――	――		
		天井下地	モルタル(S57年以前)	――	――			壁 仕 上 1	モルタル(S57年以前)	――	――		
		天井仕上	EP塗り	――	――			壁 仕 上 2	合板張り	――	――		
		床 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			天井仕上	木毛セメント板張り	――	――		
	廊 下 1	床 仕 上	防滑塩ビシート	レベル3	みなし処分		倉 庫 2	床 仕 上	コンクリート金鍍仕上げ	――	――		
		巾 木	ビニル巾木 黒	レベル3	みなし処分			壁 仕 上 1	モルタル(S57年以前)	――	――		
		壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		倉 庫 3	壁 仕 上 2	ケイカル板	レベル3	クリソスタイル含有		
		壁 仕 上	EP塗り	――	――			天井仕上	木毛セメント板張り	――	――		
		廻 縁	塩 ビ	――	――	前 室	床 仕 上	コンクリート金鍍仕上げ	――	――			
		天井下地	PB(石膏ボード)	――	無 し		巾 木	モルタル(S57年以前)	――	――			
		天井仕上	ビニルクロス	レベル3	みなし処分		壁 仕 上 1	モルタル(S57年以前)	――	――			
		床 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		壁 仕 上 2	合板張り	――	――			
1階	便 所 1 給 湯 室 1	床 仕 上	クッションフロア	――	無 し		天井仕上	木毛セメント板張り	――	――			
		巾 木	ビニル巾木 茶	――	みなし処分	受 水 槽 室	床 仕 上	コンクリート金鍍仕上げ	――	――			
		壁 下 地	PB(石膏ボード)	――	無 し		壁 仕 上 1	モルタル(S57年以前)	――	――			
		壁 仕 上	ビニルクロス	レベル3	みなし処分		壁 仕 上 2	合板張り	――	――			
		廻 縁	塩 ビ	――	――		天井仕上	木毛セメント板張り	――	――			
		天井下地	PB(石膏ボード)	――	無 し		配管保温	グラスウール	――	――			
		天井仕上	ビニルクロス	レベル3	みなし処分	活動工具室	床 仕 上	コンクリート金鍍仕上げ	――	――			
		床 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		壁 仕 上	モルタル(S57年以前)	――	――			
	浴 室	床 仕 上	磁器質タイル	――	――		天井仕上	モルタル(S57年以前)	――	――			
		壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――	廊 下 2 廊 下 3	床 仕 上	コンクリート金鍍仕上げ	――	――			
		壁 仕 上	磁器質タイル	――	――		巾 木	モルタル(S57年以前)	――	――			
		天井仕上	バスパネル 裏打ち材	レベル3	みなし処分		壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			
		床 下 地	木製床組+合板	――	――		壁 仕 上	スタック吹付 茶	レベル3	無 し			
		床 仕 上	畳	――	――		天井下地	モルタル(S57年以前)	――	――			
		畳寄せ	ラワン材単板	――	――		天井仕上	リシン吹付 白	レベル3	無 し			
		壁 下 地	ジュラク壁下塗り材	――	――	乾 燥 室	床 仕 上	コンクリート金鍍仕上げ	――	――			
		壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		巾 木	モルタル(S57年以前)	――	――			
	宿 直 室	壁 仕 上	カラーモルタル、ジュラク壁	――	――		壁 仕 上	モルタル(S57年以前)	――	――			
		廻 縁	木 製	――	――		天井仕上	モルタル(S57年以前)	――	――			
		天井仕上	化粧PB 木目調	レベル3	クリソスタイル含有								
内部仕上表						鉄筋コンクリート造3階事務所							
階数	部 室 名	部 位	仕 様 材 料	レベル	石綿調査結果	階数	部 室 名	部 位	仕 様 材 料	レベル	石綿調査結果		
2階	給 湯 室 2	壁 仕 上	PB(石膏ボード)	――	無 し	2階	廊 下 6	床 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		
		廻 縁	塩ビ製	――	――			旧床仕上	ビニル床タイル	――	無 し		
		天井仕上	化粧石膏ボード ジブトーン系	――	無 し			床 仕 上	カーベット	――	――		
	階 段 1	床 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			巾 木	ビニル巾木	レベル3	クリソスタイル含有		
		床 仕 上	ビニル床タイル	――	無 し			壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		
		巾 木	ビニル巾木（黒）	レベル3	みなし処分			壁 仕 上	EP塗り	――	――		
		階 段 床	ビニル床タイル	――	無 し			廻 縁	塩ビ製	――	――		
		ササrah巾木	ビニル巾木（黒）	レベル3	みなし処分			天井下地	PB捨て張り	――	無 し		
		壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			天井仕上	ロックウール系吸音板	――	無 し		
		壁 仕 上	EP塗り	――	――		端末機械室	床 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		
		廻 縁	塩ビ製	――	――			旧床仕上	クッションフロア	レベル3	クリソスタイル含有		
		天井仕上	化粧石膏ボード ジブトーン系	――	無 し			床 仕 上	カーベット	――	――		
	階 段 2	床 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			巾 木	ビニル巾木	レベル3	クリソスタイル含有		
		床 仕 上	ビニル床タイル	――	無 し			壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		
		巾 木	ビニル巾木（黒）	レベル3	みなし処分			壁 仕 上	EP塗り	――	――		
		階 段 床	ビニル床タイル	――	無 し			廻 縁	塩ビ製	――	――		
		ササrah巾木	ビニル巾木（黒）	レベル3	みなし処分			天井仕上	化粧石膏ボード ジブトーン系	――	無 し		
		壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――	事 務 室 2	床 下 地	モルタル	レベル3	クリソスタイル含有	――	――	
		壁 仕 上	EP塗り	――	――		旧床仕上	クッションフロア	――	無 し	――	――	
		廻 縁	塩ビ製	――	――		床 仕 上	カーベット	――	――	――	――	
		天井仕上	化粧石膏ボード 緑灰色	――	無 し		巾 木	ビニル巾木	レベル3	みなし処分	――	――	
	便 所 2 男 便 所 3 女	床 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		壁 下 地	PB2重張り	――	無 し	――	――	
		床 仕 上	磁器タイル	――	――		壁 仕 上	AEP塗り	――	――	――	――	
		壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		廻 縁	塩ビ製	――	――	――	――	
		壁 仕 上	磁器タイル	――	――		天井下地	PB捨て張り	――	無 し	――	――	
	給 湯 室 3	廻 縁	木製	――	――		天井仕上	ロックウール系吸音板	――	無 し	――	――	
		天井仕上	化粧石膏ボード ジブトーン系	――	無 し	3階	階 段ホール 2	床 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――	――	――
		床 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			床 仕 上	ビニル床タイル	レベル3	クリソスタイル含有	――	――
		床 仕 上	ビニル床タイル	――	無 し			巾 木	ビニル巾木（黒）	レベル3	みなし処分	――	――
		巾 木	ビニル巾木	レベル3	みなし処分			階 段 床	ビニル床タイル	レベル3	クリソスタイル含有	――	――
		壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		階 段室 3	ササrah巾木	ビニル巾木（黒）	レベル3	みなし処分	――	――
		壁 仕 上	ビニルクロス	レベル3	みなし処分			壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――	――	――
		廻 縁	塩ビ製	――	――			壁 仕 上	EP塗り	――	――	――	――
		天井下地	PB捨て張り	――	無 し			廻 縁	塩ビ製	――	――	――	――
		天井仕上	ロックウール系吸音板	――	無 し								
内部仕上表						鉄筋コンクリート造3階事務所							
階数	部 室 名	部 位	仕 様 材 料	レベル	石綿調査結果	階数	部 室 名	部 位	仕 様 材 料	レベル	石綿調査結果		
1階	工 具 室 1	床 仕 上	コンクリート金鍍仕上げ	――	――	1階	工 具 室 1	床 仕 上	コンクリート金鍍仕上げ	――	――		
		巾 木	モルタル(S57年以前)	――	――			巾 木	モルタル(S57年以前)	――	――		
		壁 仕 上 1	C B 現し	――	――			壁 仕 上 1	C B 現し	――	――		
		壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			壁 仕 上 2	EP塗り	――	――		
		壁 仕 上 2	EP塗り	――	――			壁 仕 上 3	モルタル(S57年以前)	――	――		
		壁 仕 上 3	モルタル(S57年以前)	――	――			天井仕上 1	モルタル(S57年以前)	――	――		
		天井仕上 1	モルタル(S57年以前)	――	――			天井 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		
		天井 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			天井仕上 2	EP塗り	――	――		
	工 具 室 2 工 具 室 3	床 仕 上	コンクリート金鍍仕上げ	――	――		工 具 室 2 工 具 室 3	床 仕 上	コンクリート金鍍仕上げ	――	――		
		壁 仕 上 1	C B 現し	――	――			壁 仕 上 1	C B 現し	――	――		
		壁 仕 上 2	モルタル(S57年以前)	――	――			壁 仕 上 2	モルタル(S57年以前)	――	――		
		天井仕上	モルタル(S57年以前)	――	――			天井 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		
		壁 仕 上 1	コンクリート金鍍仕上げ	――	――		工 具 室 4	床 仕 上	コンクリート金鍍仕上げ	――	――		
		壁 仕 上 2	モルタル(S57年以前)	――	――			壁 仕 上 1	C B 現し	――	――		
		天井仕上	モルタル(S57年以前)	――	――			壁 仕 上 2	モルタル(S57年以前)	――	――		
		壁 仕 上 1	コンクリート金鍍仕上げ	――	――			壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		
	空 調 機 室	床 下 地	コンクリート金鍍仕上げ	――	――			壁 仕 上 3	スタック吹付	レベル3	クリソスタイル含有		
		床 仕 上	カラー樹脂塗	――	――			天井 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		
		壁 仕 上 1	C B 現し	――	――			天井 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		
		壁 仕 上 2	モルタル(S57年以前)	――	――			天井仕上	リシン吹付	――	無 し		
		壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――	配管保温材		エルボ保温材	――	無 し	――		
		壁 仕 上 2	モルタル(S57年以前)	――	――			床下地(階段共)	モルタル(S57年以前)	――	――		
		天井仕上	EP塗り	――	――			床仕上(階段共)	ビニル床タイル	――	無 し		
		床 下 地	コンクリート金鍍仕上げ	――	――			巾木(ササrah共)	ビニル巾木（黒）	レベル3	みなし処分		
2階	階 段ホール 1	床 仕 上	カラー樹脂塗	――	――	階 段ホール 1	壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			
		壁 仕 上 1	C B 現し	――	――		壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			
		壁 仕 上 2	モルタル(S57年以前)	――	――		壁 仕 上	EP塗り	――	――			
		壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		天井 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			
		天井仕上	EP塗り	――	――		天井仕上	EP塗り	――	――			
		床 下 地	コンクリート金鍍仕上げ	――	――		床 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			
		床 仕 上	カラー樹脂塗	――	――		巾 木	ビニル巾木（黒）	レベル3	みなし処分			
		壁 仕 上 1	C B 現し	――	――	事 務 室 1	壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			
	配管保温材	壁 仕 上 2	モルタル(S57年以前)	――	――		壁 仕 上	EP塗り	――	――			
		壁 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――		天井 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			
		天井仕上	リシン吹付	――	無 し		天井仕上	リシン吹付	――	無 し			
		エルボ保温材	――	無 し	――		床 下 地	モルタル(S57年以前)	――	――			
		床下地(階段共)	モルタル(S57年以前)	――	――		床仕上(階段共)	ビニル床タイル	――	無 し			
		床仕上(階段共)	ビニル床タイル	――	無 し		巾木(ササ						



当初設計	注意事項・変更事項		/ / 検査済 適合	発注者 糸 魚 川 市	設計者	古畑・シグマ経常共同企業体 シグマ建築設計事務所 一級建築士事務所 新潟県知事登録 (ト) 第2568号 一級建築士 第220874号 管理建築士 松沢 正夫	承認	審査	設計責任 松沢	製図 松沢	工事名	旧東北電力ビル解体工事	日 付	2024.3.28	図面番号	D-08
			/ / 検査済 適合								図面名称	鉄筋コンクリート造3階建事務所:各階平面図	縮尺	A1 S=1:100 A3 S=1:200	構 造	機 電



当初設計	注意事項・変更事項			/ / 検査済 適合	発注者 糸 魚 川 市	設計者	古畑・シグマ経営共同企業体 シグマ建築設計事務所 一級建築士事務所 新潟県知事登録 (ト) 第2568号 一級建築士 第220874号 管理建築士 松沢 正夫	承認	審査	設計責任 (松沢)	製 図 (松沢)	工 事 名 旧東北電力ビル解体工事 鉄筋コンクリート造3階建事務所:各立面図	日 付 2024.3.28	図面番号 D-09
			/ / 検査済 適合	図 面 名 称 A1 S=1:200 A3 S=1:100										



鉄筋コンクリート造3階建事務所 3階建具キープラン S=1:100



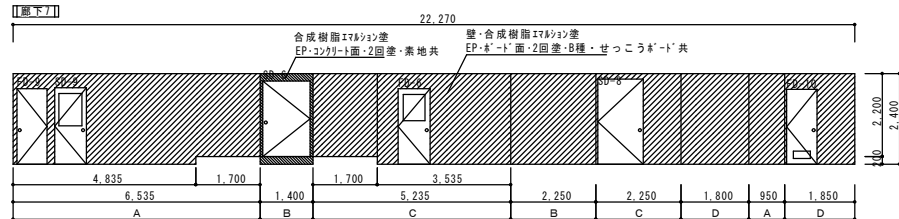
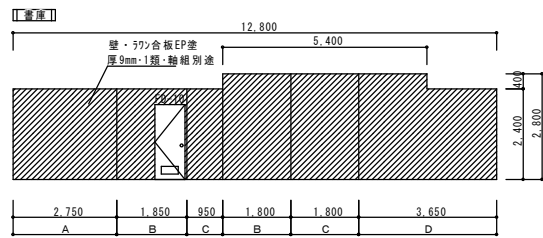
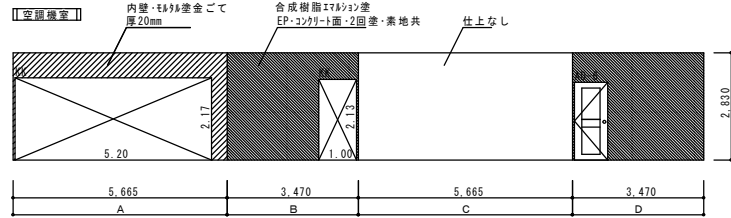
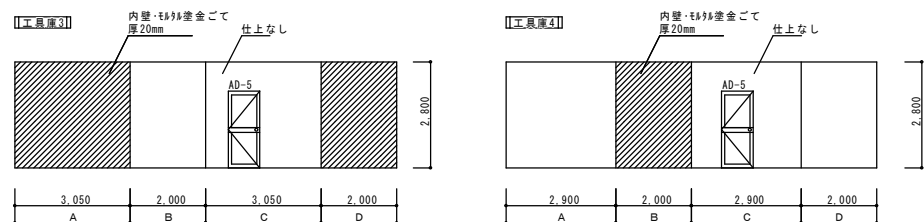
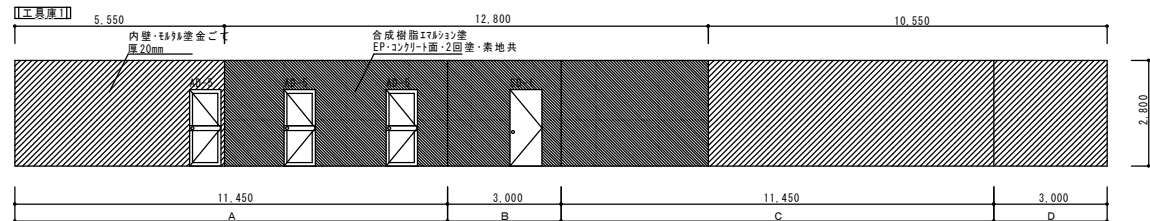
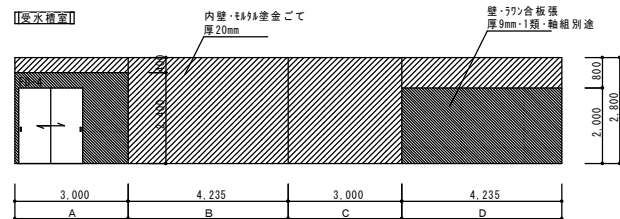
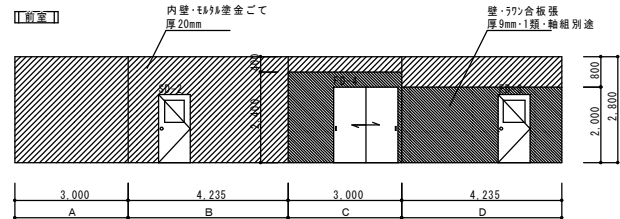
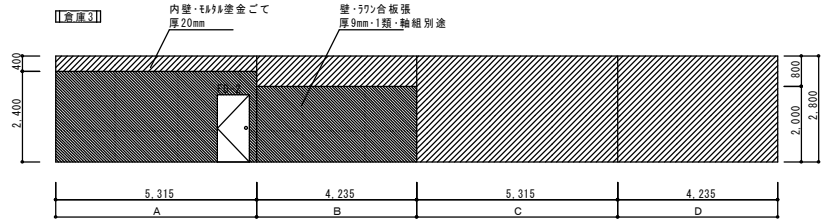
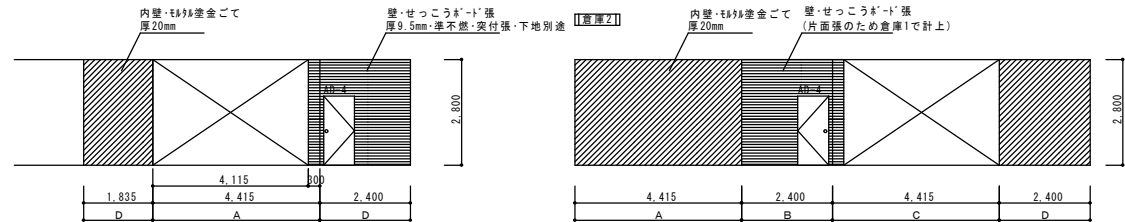
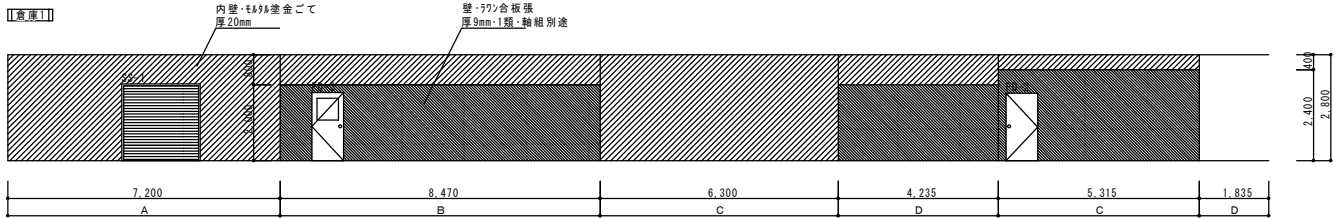
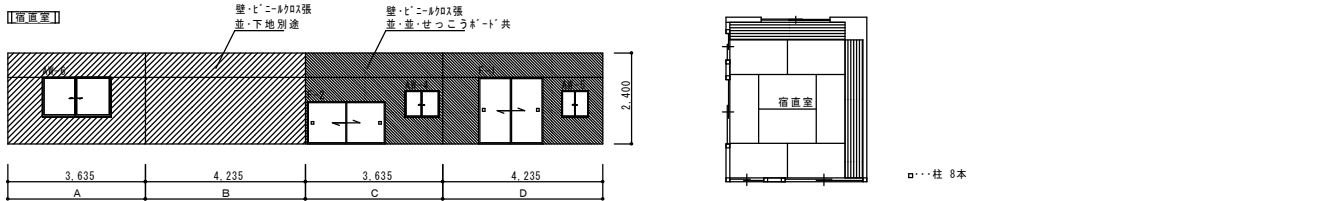
鉄筋コンクリート造3階建事務所 2階建具キープラン S=1:100

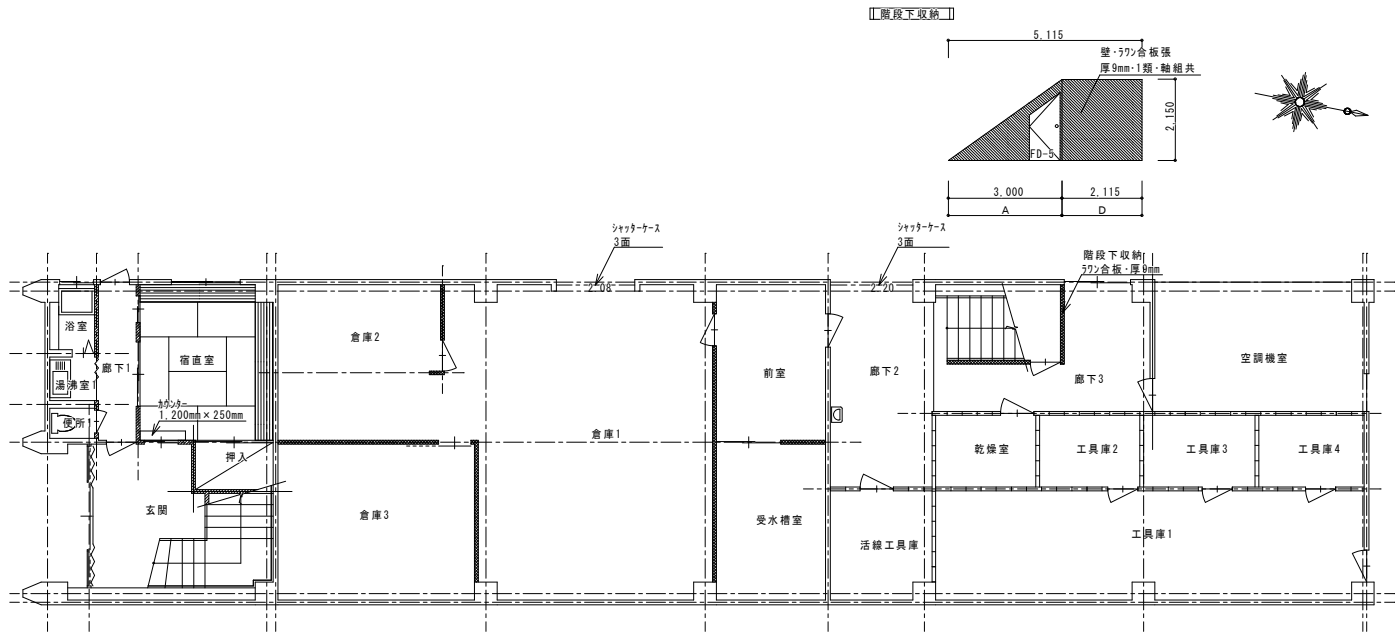
当初設計	注意事項・変更事項		/ / 検査済 適合	発注者 糸 魚 川 市	設計者	古畑・シグマ経営共同企業体 シグマ建築設計事務所 一級建築士事務所 新潟県知事登録 (ト) 第2568号 一級建築士 第220874号 管理建築士 松沢 正夫	承認	審査	設計責任 (松沢)	製図 (松沢)	工事名 旧東北電力ビル解体工事 鉄筋コンクリート造3階建事務所・各階建具キープラン	日付	図面番号
			/ / 検査済 適合									2024.3.28	D-10

符号・型式	①AW7&ミツ引連窓	②AW7&ミツ引連窓	③AW7&ミツ引連窓	④AW7&樹脂ツリ引連窓	⑤AW7&樹脂ツリ引連窓	⑥AW7&樹脂ツリ引連窓	⑦AW7&はめ殺し窓	
※ 図								
ｶﾞﾗｽ	70-ﾄﾎﾞﾞﾞｽ厚3mm	70-ﾄﾎﾞﾞﾞｽ厚3mm	70-ﾄﾎﾞﾞﾞｽ厚3mm	70-ﾄﾎﾞﾞﾞｽ厚3mm	70-ﾄﾎﾞﾞﾞｽ厚3mm	70-ﾄﾎﾞﾞﾞｽ厚3mm	網入磨板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm	
数 量	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	10ヶ所	
摘 要	付属金物	付属金物	付属金物	付属金物	付属金物	付属金物	付属金物	
符号・型式	⑧AW7&ミツ引連窓		⑨AW7&ミツ引片開戸		⑩AW7&ミツ引両開戸		⑪AW7&ミツ引連窓	
※ 図								
ｶﾞﾗｽ	網入磨板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm		網入磨板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm(片開戸)、網入板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm(はめ殺し)		網入磨板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm(両開戸)、網入板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm(はめ殺し)		70-ﾄﾎﾞﾞﾞｽ厚3mm	
数 量	4ヶ所		1ヶ所		1ヶ所		1ヶ所	
摘 要	付属金物		付属金物		付属金物		付属金物	
符号・型式	⑫AW7&ミツ引連窓		⑬AW7&はめ殺し窓					
※ 図								
ｶﾞﾗｽ	網入磨板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm		網入板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm					
数 量	4ヶ所		1ヶ所					
摘 要	付属金物		付属金物					

符号・型式	①AU707&自動ﾄﾞｱ		②AU707&自動ﾄﾞｱ		①SS電動シャッター	②SS軽量シャッター	⑦TLﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	
※ 図								
ｶﾞﾗｽ	網入磨板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm		網入磨板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm、網入板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm(据間)					
数 量	1ヶ所		1ヶ所		1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	
摘 要	付属金物		付属金物		シャッター枠、シャッターｰﾎﾞｰｸｽ	シャッター枠、シャッターｰﾎﾞｰｸｽ	ｶﾞﾗｽ強化化粧板	
符号・型式	②TLﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	⑦TLﾌﾗｯｼｭ片開戸	②TLﾌﾗｯｼｭ片開戸	③TLﾌﾗｯｼｭ片開戸	④TLﾌﾗｯｼｭ引連戸	⑤TLﾌﾗｯｼｭ片開戸	⑥TLﾌﾗｯｼｭ片開戸	⑦TLﾌﾗｯｼｭ片開戸
※ 図								
数 量	1ヶ所	1枚ー1ヶ所	1枚ー1ヶ所	1枚ー1ヶ所	2枚ー1ヶ所	1枚ー1ヶ所	1枚ー8ヶ所	1枚ー1ヶ所
区 分		大きさ区分Ⅰ・並	大きさ区分Ⅰ・並	大きさ区分Ⅰ・中	大きさ区分Ⅰ・並	大きさ区分Ⅰ・並	大きさ区分Ⅰ・中	大きさ区分Ⅰ・中
摘 要	ｶﾞﾗｽ強化化粧板							
符号・型式	⑧TLﾌﾗｯｼｭ親子開戸	⑨TLﾌﾗｯｼｭ片開戸	⑩TLﾌﾗｯｼｭ片開戸	⑦TLふすま引連戸	②TLふすま引連戸			
※ 図								
数 量	2枚ー1ヶ所	1枚ー2ヶ所	1枚ー1ヶ所	2枚ー1ヶ所	2枚ー1ヶ所			
区 分	大きさ区分Ⅰ・並	大きさ区分Ⅰ・並	大きさ区分Ⅰ・中	大きさ区分Ⅰ・並	大きさ区分Ⅱ・並			
摘 要								

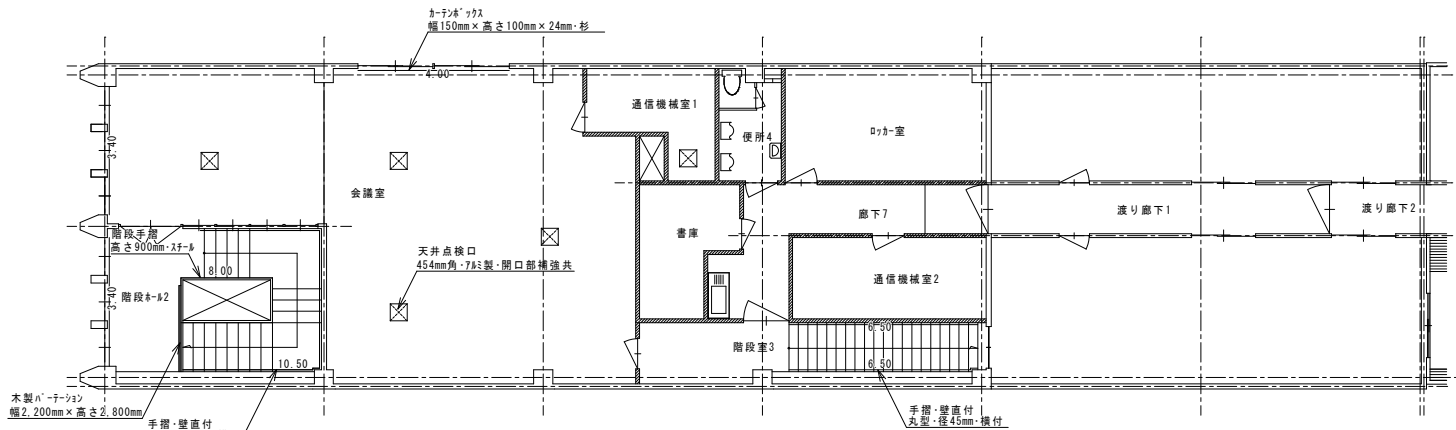
符号・型式	①AU707&ミツ引片開戸	②AU707&ミツ引片開戸	③AU707&樹脂折戸	④AU707&ミツ引片開戸	⑤AU707&ミツ引片開戸	⑥AU707&ミツ引片開戸	⑦AU707&ミツ引片開戸	⑧SUｽﾍﾞｰﾙ片開戸
※ 図								
ｶﾞﾗｽ	網入板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm	網入板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm			網入板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm	網入板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm	網入板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm	
数 量	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
摘 要	付属金物	付属金物	付属金物	付属金物	付属金物	付属金物	付属金物	付属金物
符号・型式	②SUｽﾍﾞｰﾙ片開戸	③SUｽﾍﾞｰﾙ片開戸	④SUｽﾍﾞｰﾙ片開戸	⑤SUｽﾍﾞｰﾙ片開戸	⑥SUｽﾍﾞｰﾙ片開防火戸	⑦SUｽﾍﾞｰﾙ片開戸	⑧SUｽﾍﾞｰﾙ片開戸	⑨SUｽﾍﾞｰﾙ片開戸
※ 図								
ｶﾞﾗｽ	網入板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm	網入板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm		型板ｶﾞﾗｽ厚4mm				網入板ｶﾞﾗｽ厚6.8mm
数 量	1ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
摘 要	付属金物	付属金物	付属金物	付属金物	付属金物	付属金物	付属金物	付属金物
符号・型式	①ACUﾌﾏｰﾃﾞｰｲｵﾝｶﾞｰﾝ		②ACUﾌﾏｰﾃﾞｰｲｵﾝｶﾞｰﾝ		③ACUﾌﾏｰﾃﾞｰｲｵﾝｶﾞｰﾝ			
※ 図								
ｶﾞﾗｽ								
数 量	1ヶ所		1ヶ所		1ヶ所			
摘 要	付属金物		付属金物		付属金物			



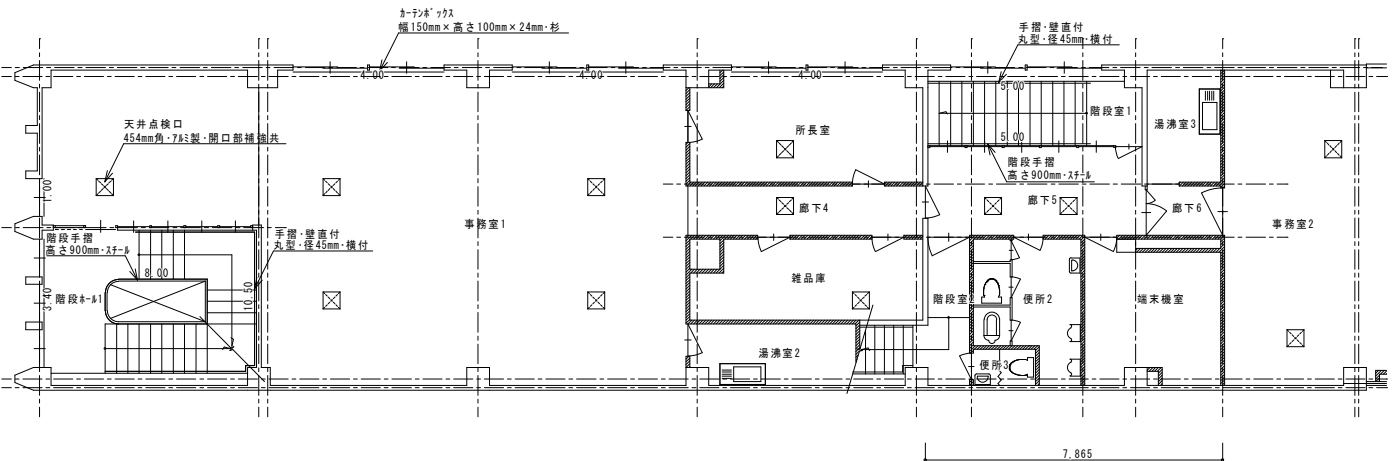
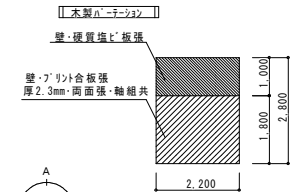


鉄筋コンクリート造3階建事務所 1階造作図 S=1:100

造作集計表基本			
名称	規格	数量	単位
階段下収納	37°合板・厚9mm	11	ヶ所
木製ハーフジョイント	幅2,200mm×高さ2,800mm	1	ヶ所
37°フラット	1,200mm×250mm	1	ヶ所
天井点検口	454mm角・7k3製・開口部補強共	17	ヶ所
階段手摺	高さ900mm・ｽﾎｰﾙ	21.00	m
シャッターケース	3面	4.28	m
手摺・壁直付	丸型・径45mm・横付	39.00	m
ｶｰﾃﾝﾙｰﾌﾞ	幅150mm×高さ100mm×24mm・杉	27.20	m
8.00×5.00×8.00=21.00m			
2.08×2.20=4.28			
10.50×5.00×10.50×6.50×2=27.20m			
4.00×3×3.40×1.00×4.00×3.40×2=27.20m			

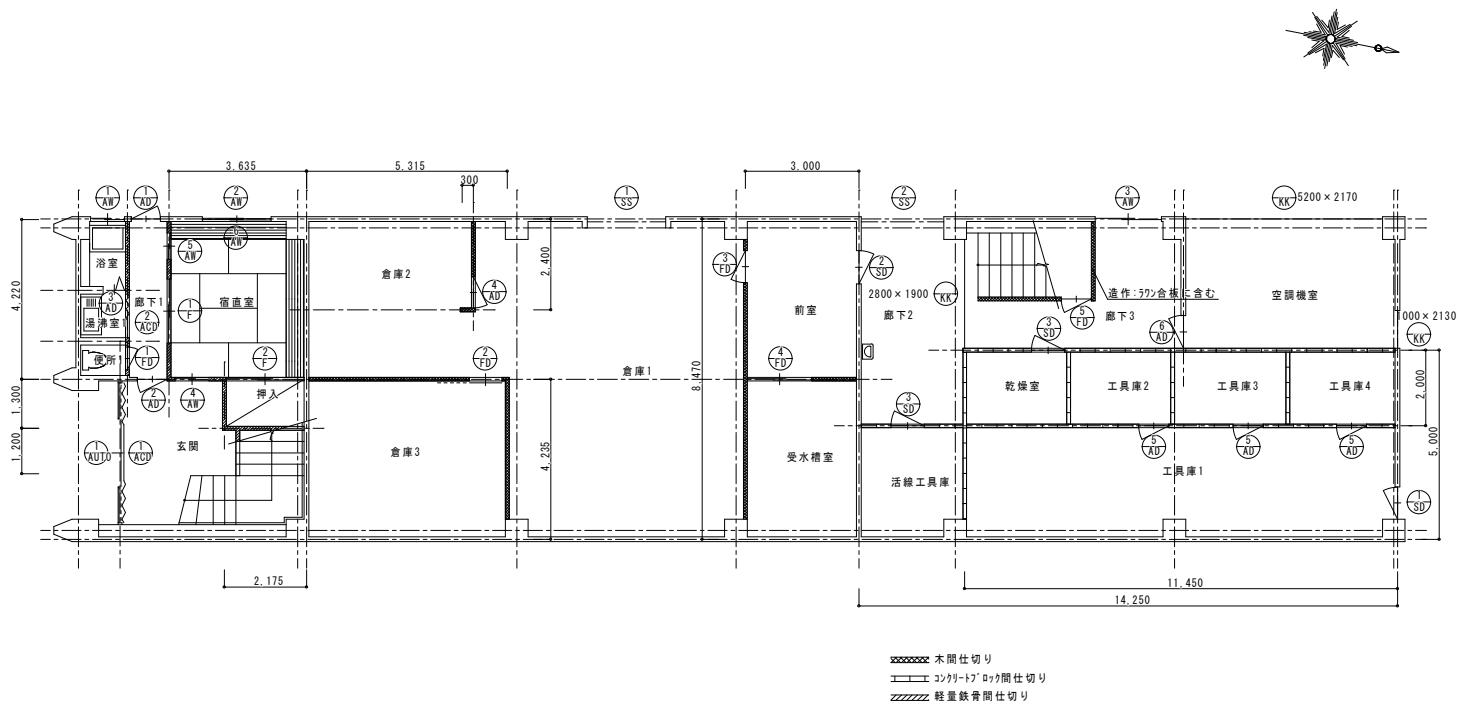


鉄筋コンクリート造3階建事務所 3階造作図 S=1:100

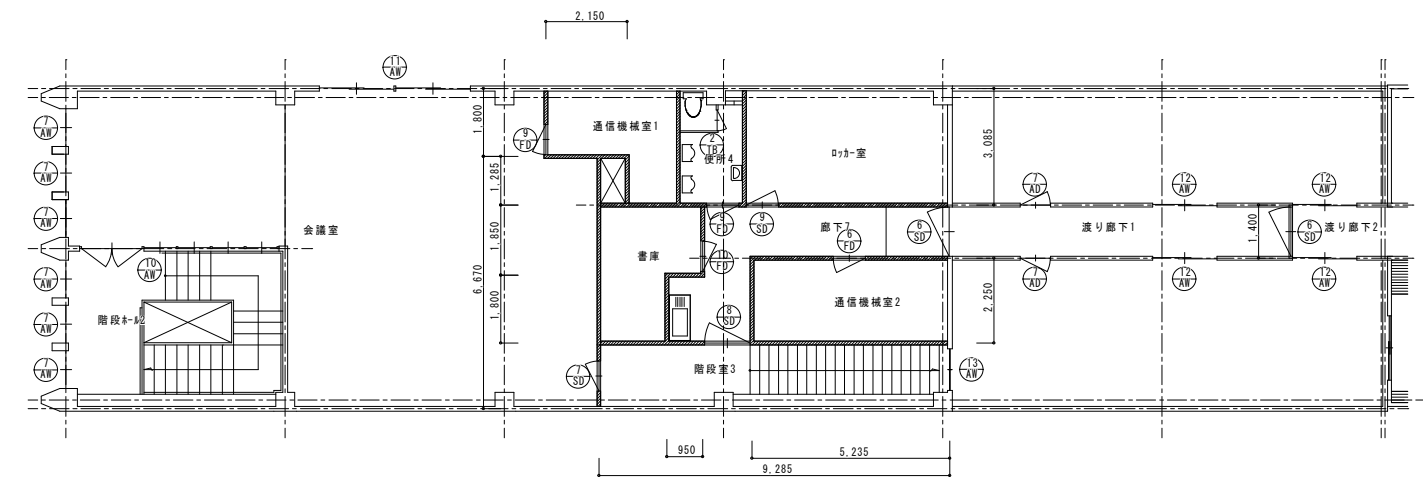
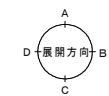


鉄筋コンクリート造3階建事務所 3階造作図 S=1:100

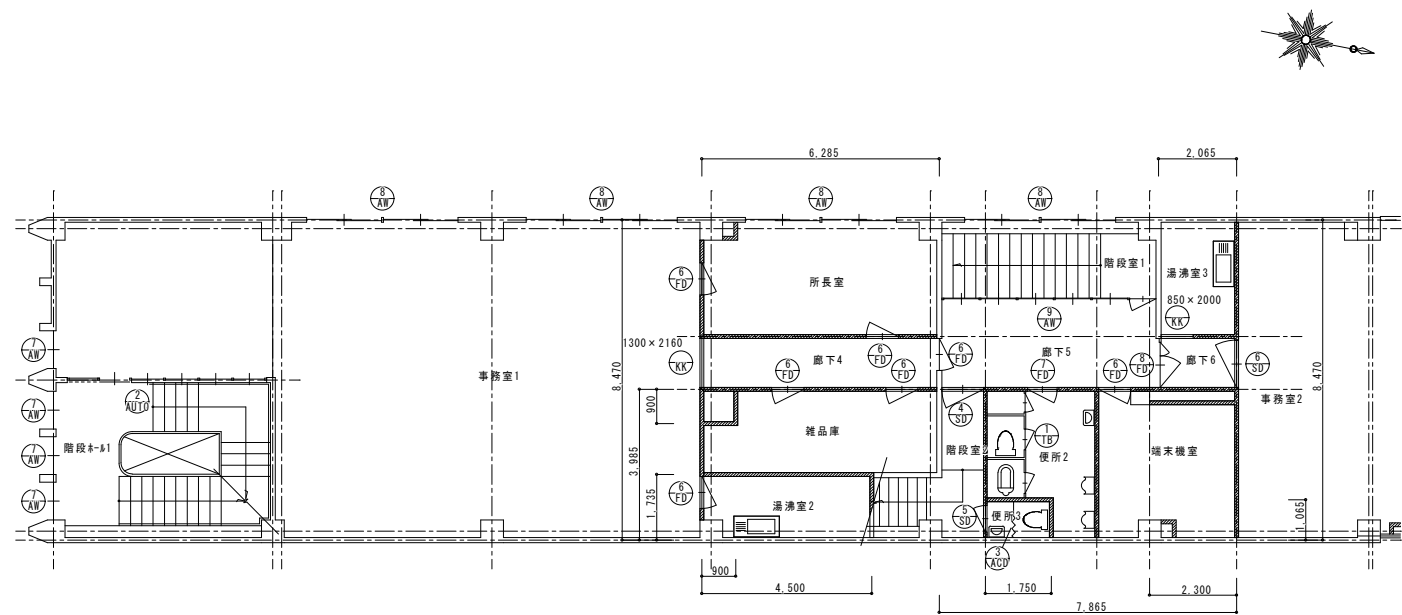




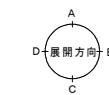
鉄筋コンクリート造3階建事務所 1階間仕切り図 S=1:100



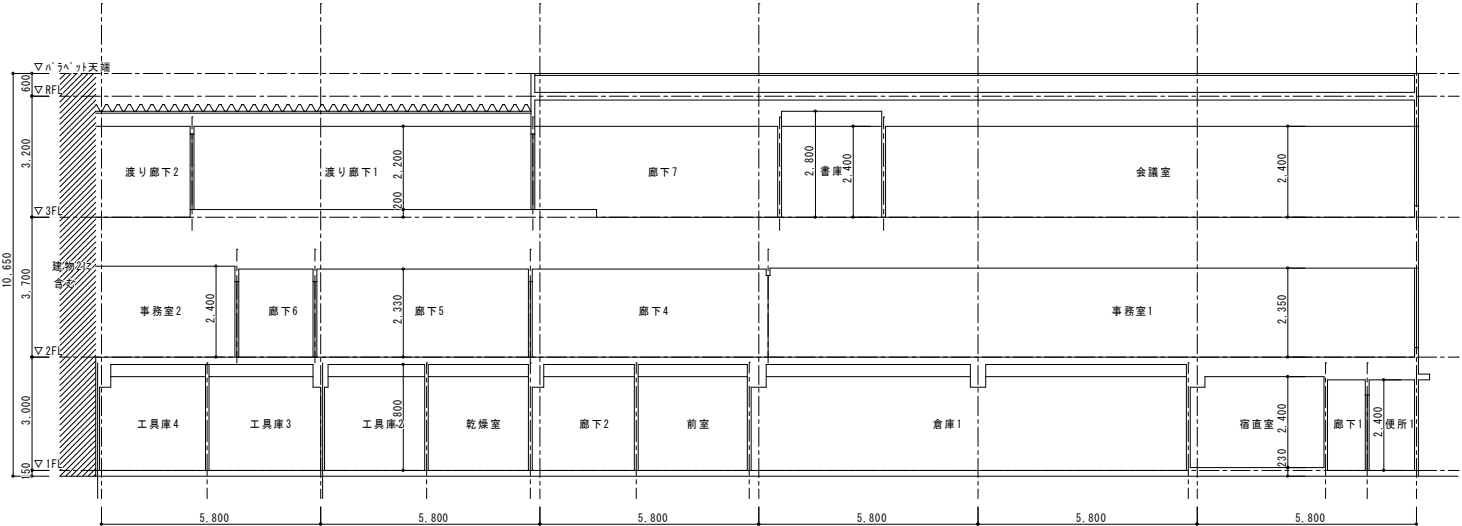
鉄筋コンクリート造3階建事務所 3階間仕切り図 S=1:100



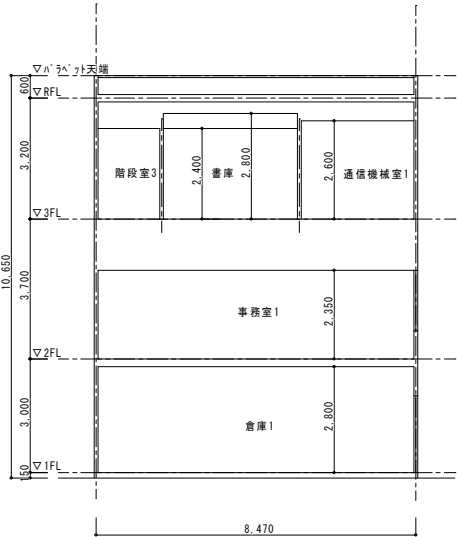
鉄筋コンクリート造3階建事務所 2階間仕切り図 S=1:100



当初設計	注意事項・変更事項			発注者 糸魚川市	設計者 古畑・シグマ経常共同企業体 シグマ建築設計事務所 一級建築士事務所 新潟県知事登録 (ト) 第2568号 一級建築士 第220874号 管理建築士 松沢 正夫	承認 松沢	審査 松沢	設計責任 松沢	製図 松沢	工事名 旧東北電力ビル解体工事 鉄筋コンクリート造3階建事務所:各階間仕切り壁図	日付 2024.3.28	図面番号 D-14
											備考 A1 S=1:100 A3 S=1:200	意電解 構機

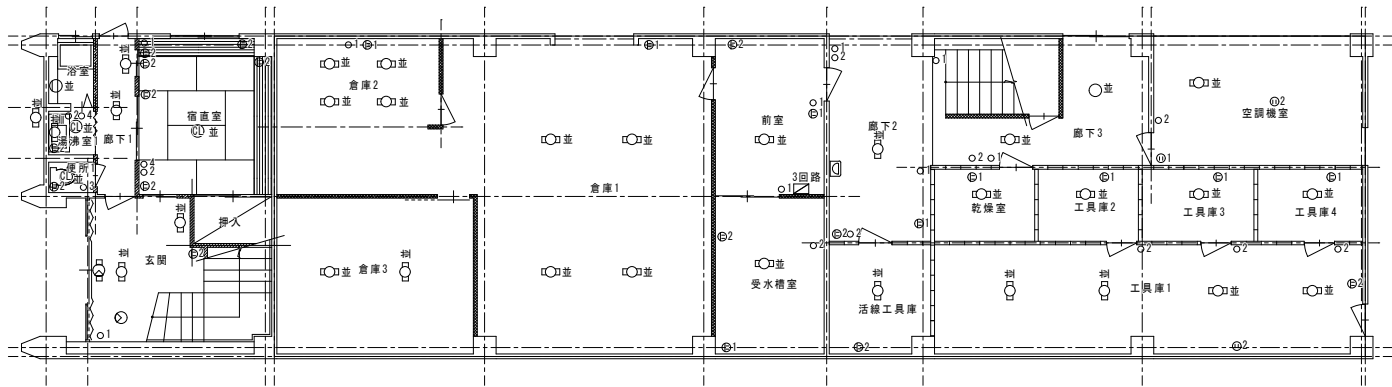


A~A'断面図 1/100



B~B'断面図 1/100

当初設計	注意事項・変更事項			/ / 検査済 適合	発注者 糸魚川市	設計者 古畑・シグマ経常共同企業体 シグマ建築設計事務所 一級建築士事務所 新潟県知事登録 (ト) 第2568号 一級建築士 第220874号 管理建築士 松沢 正夫	承認	審査	設計責任 松沢	製図 松沢	工事名 旧東北電力ビル解体工事 鉄筋コンクリート造3階建事務所：各断面図	日付	図面番号
				2024. 3. 28								D-15	
			/ / 検査済 適合	機 尺 A1 S=1:100 A3 S=1:200								意 電 (解) 構 機	

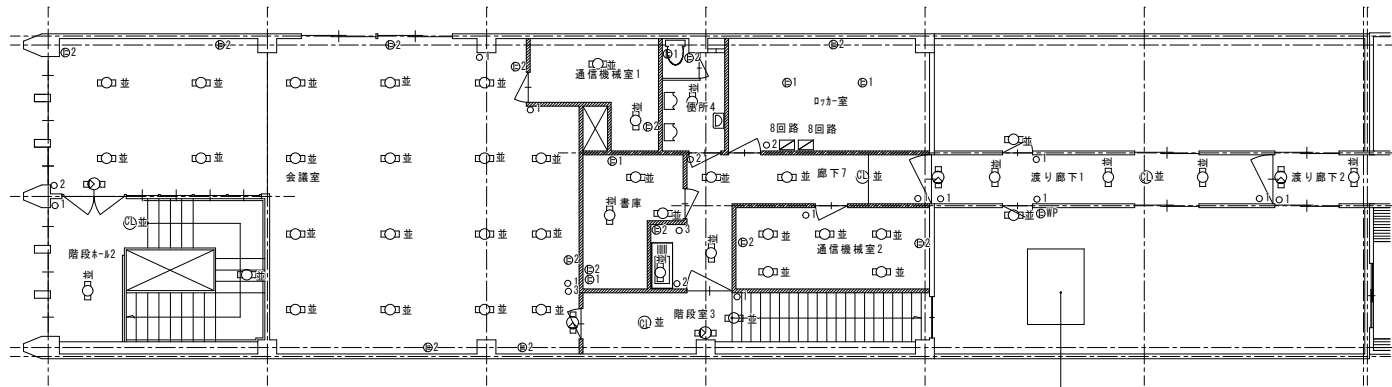


鉄筋コンクリート造3階建事務所 1階電気設備図 S=1:100

電気設備集計表			
名称	規格	数量	単位
電灯配線配管設備	事務所系・付属品共(器具含まず)	258	ヶ所
電灯配線配管設備	倉庫系・付属品共(器具含まず)	58	ヶ所
照明器具	事務所系・店舗系・並	128	ヶ所
照明器具	工場系・倉庫系・並	25	ヶ所
分電盤	30H 11型分岐アレイ・20回路・幹線含む	1	ヶ所
分電盤	30H 11型分岐アレイ・3回路・幹線含まず	1	ヶ所
分電盤	30H 11型分岐アレイ・8回路・幹線含まず	2	ヶ所
分電盤	30H 11型分岐アレイ・20回路・幹線含まず	1	ヶ所
スイッチ	埋込・1連	37	ヶ所
スイッチ	埋込・2連	16	ヶ所
スイッチ	埋込・3連	5	ヶ所
スイッチ	埋込・4連	3	ヶ所
スイッチ	露出・1連	1	ヶ所
コンセント	埋込・1口	24	ヶ所
コンセント	埋込・2口	67	ヶ所
コンセント	露出・1口	1	ヶ所
コンセント	露出・2口	2	ヶ所
コンセント	防水型	1	ヶ所

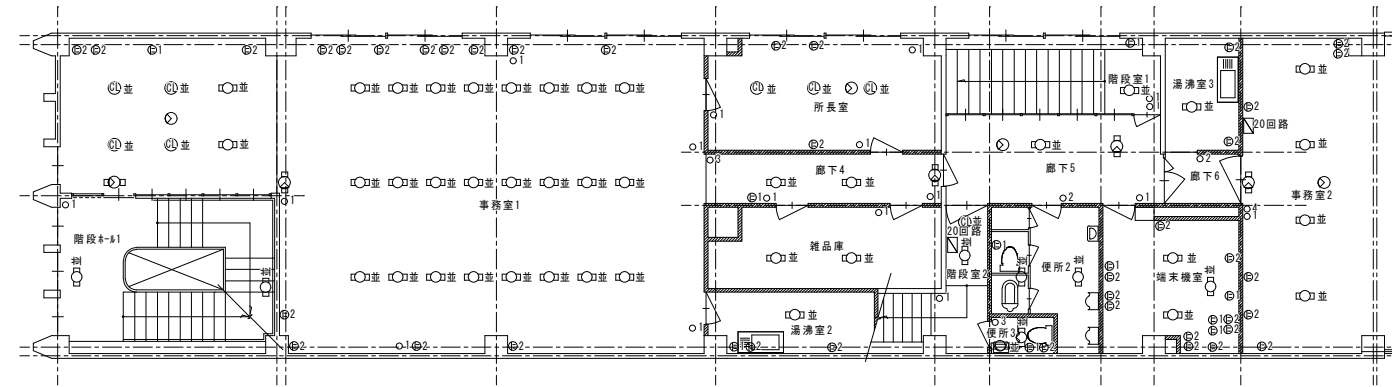
電気設備器具別凡例表				
用途	器具	記号	名称	数量
事務所系	照明器具	○	シーリング(並)	15
		□	蛍光灯(並)	97
		●	誘導灯	11
		○	非常照明	5
		○	白熱灯(並付)	1
			計	129
	コンセント	●	埋込コンセント(2口)	62
		●	埋込コンセント(1口)	15
		●	防水型コンセント	1
			計	78
	スイッチ	●	埋込スイッチ(4連)	3
		●	埋込スイッチ(2連)	8
		●	埋込スイッチ(1連)	31
		●	埋込スイッチ(3連)	5
			計	47
	分電盤	■	分電盤	4
			合計	258

電気設備器具別凡例表				
用途	器具	記号	名称	数量
工場・倉庫	照明器具	○	蛍光灯(並)	24
		○	白熱灯(並)	1
			計	25
	コンセント	●	露出コンセント(2口)	2
		●	露出コンセント(1口)	1
		●	埋込コンセント(1口)	9
		●	埋込コンセント(2口)	5
			計	17
	スイッチ	●	埋込スイッチ(2連)	8
		●	埋込スイッチ(1連)	6
		○	露出スイッチ(1連)	1
			計	15
	分電盤	■	分電盤	1
			合計	58

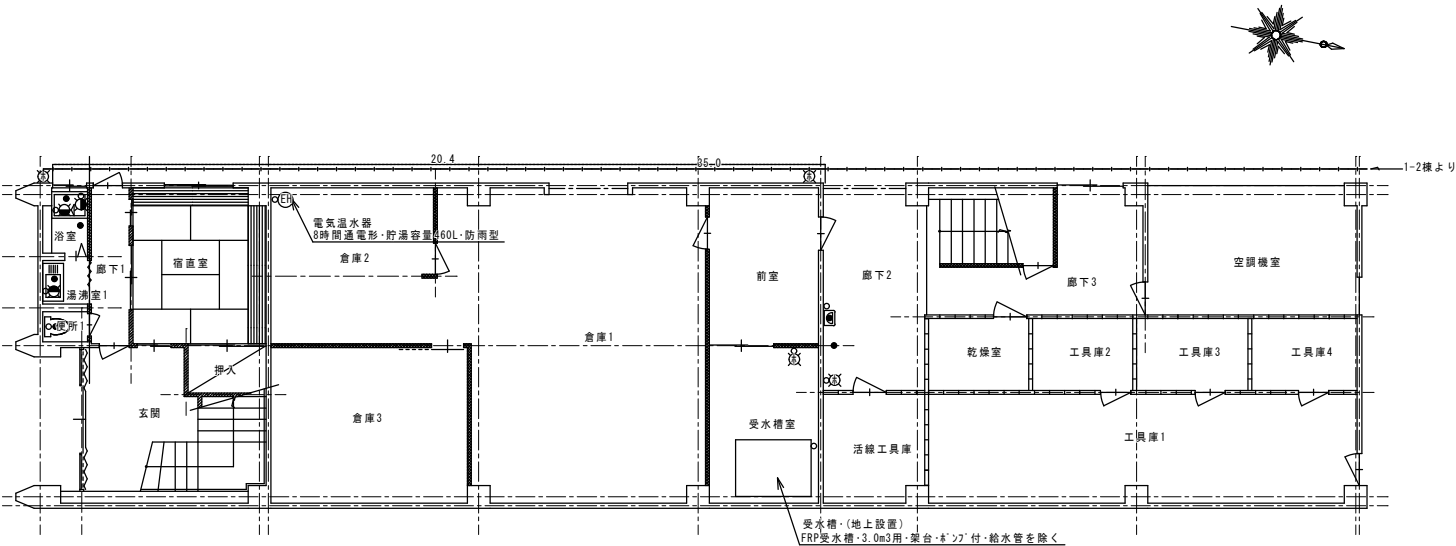


鉄筋コンクリート造3階建事務所 3階電気設備図 S=1:100

キュービクル内 単相変圧器 1φ50kVAにPCB検出
製造者名:東北電気製造 製造年:昭和49年9月
型式・製造番号:HPRT-SR1 305536
結果:PCB 9.9mg/kg



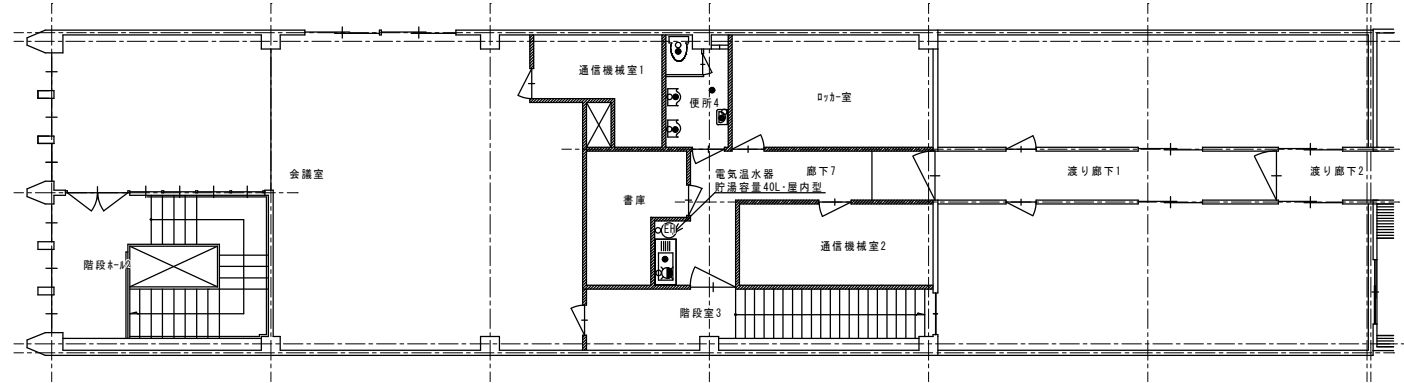
鉄筋コンクリート造3階建事務所 2階電気設備図 S=1:100



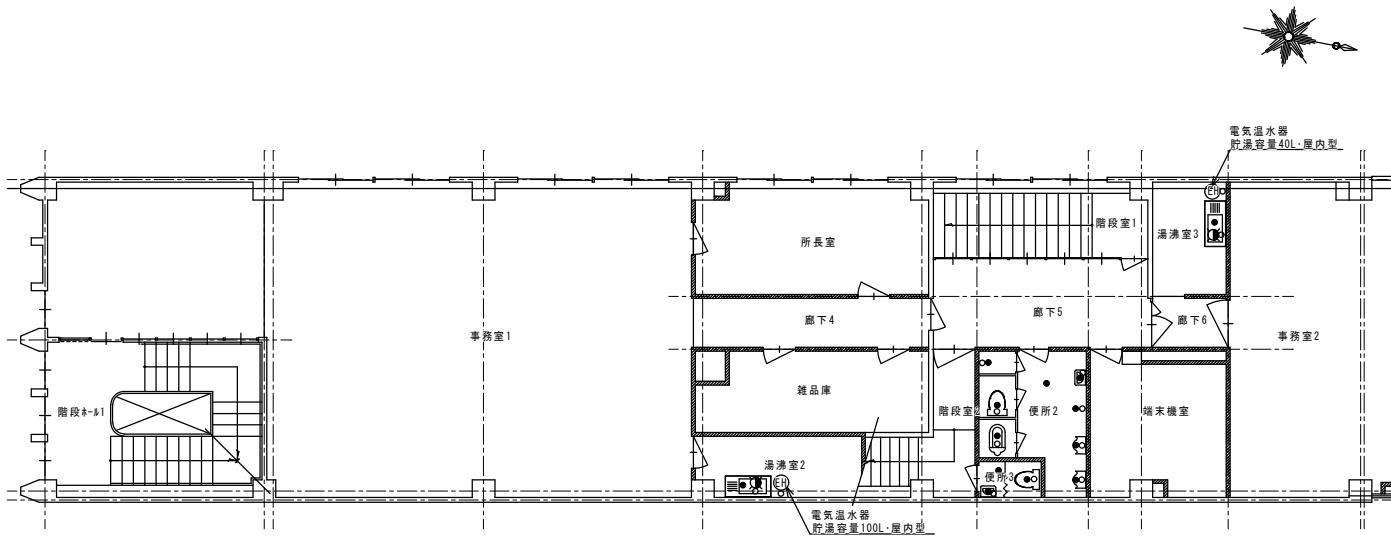
鉄筋コンクリート造3階建事務所:1階給排水・ガス設備図S=1:100

給水・給湯設備集計表				
記号	名称	規格	数量	単位
①	電気温水器	貯湯容量100L・屋内型	1	基
②	電気温水器	貯湯容量40L・屋内型	2	基
③	受水槽・(地上設置)	FRP受水槽・3.0m3用・架台・8"ツツ付・給水管を除く	1	基
④	8-L水栓	φ13・15mm用	4	栓
⑤	混合水栓	φ13・15mm用	5	栓
⑥	シャワー・水栓	φ13mm用・9-E付	1	栓
⑦	屋内給水(湯)配管	非木造建物・保温(D77)共	28	栓
⑧	暖房配管	φ20mm・屋内給水管	35.00	m
⑨	電気温水器	8時間通電形・貯湯容量460L・防雨型	1	基

排水設備集計表			
記号	名称	規格	数量 単位
①	屋内排水配管	非木造建物	25 栓
②	屋外排水配管	φ100mm・硬質塩ビ管・機械部・平均径さ450mm	20.40 m

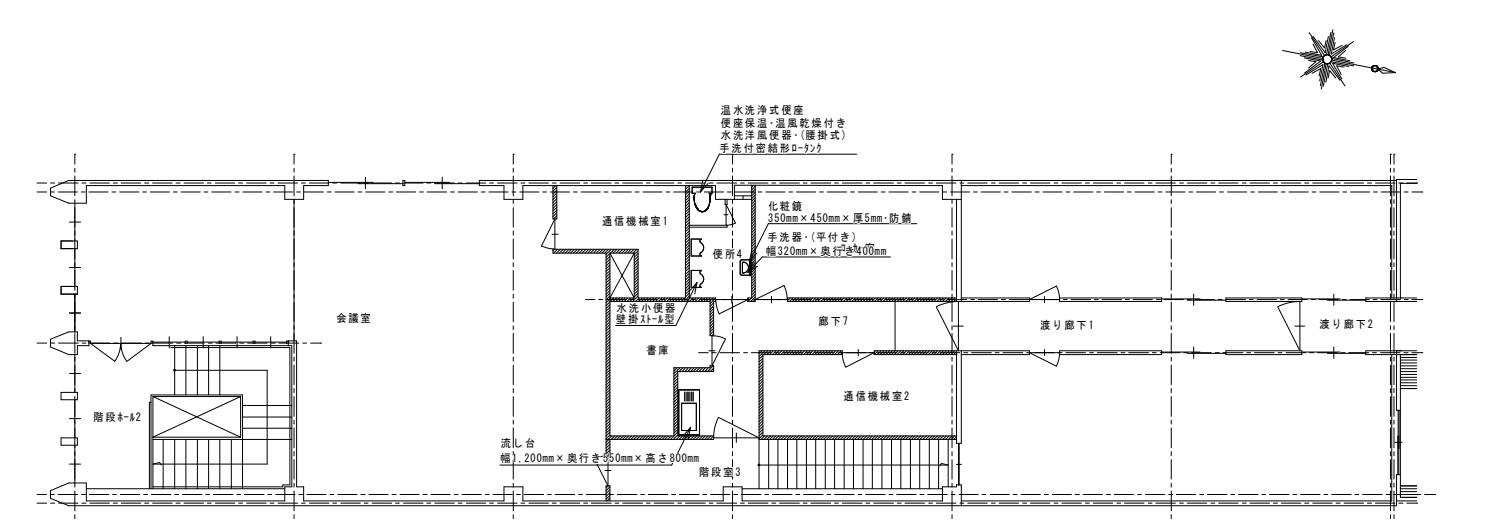


鉄筋コンクリート造3階建事務所:2階給排水・ガス設備図S=1:100



鉄筋コンクリート造3階建事務所:2階給排水・ガス設備図S=1:100



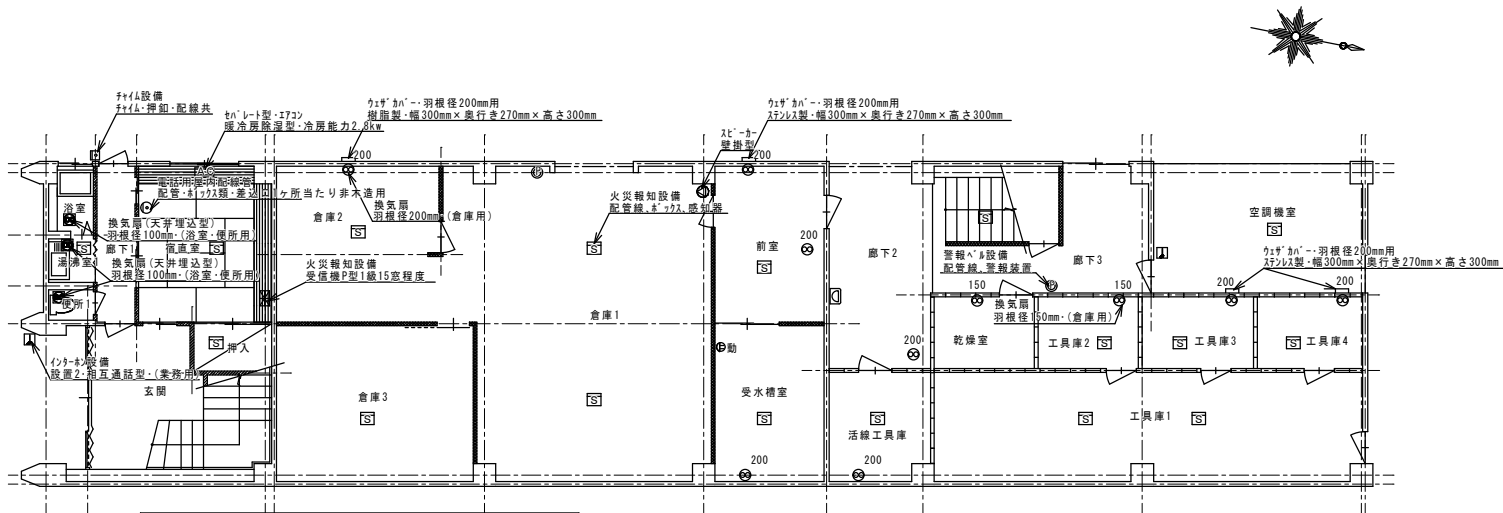


鉄筋コンクリート造3階建事務所:3階厨房・衛生設備図S=1:100

厨房設備集計表			
名称	規格	数量	単位
流し台	幅1,050mm×奥行き550mm×高さ800mm	1	ヶ所
流し台	幅1,200mm×奥行き550mm×高さ800mm	3	ヶ所

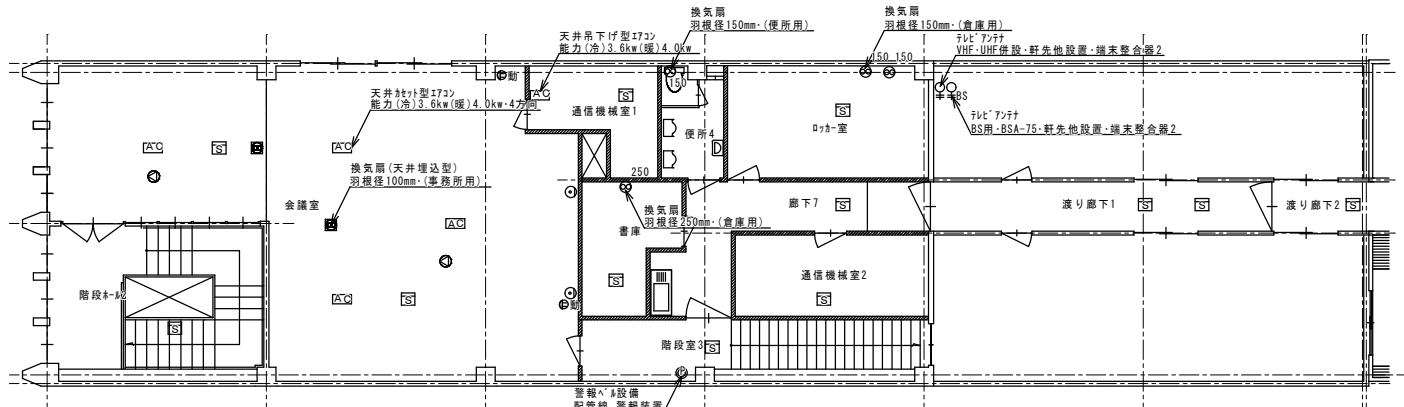


鉄筋コンクリート造3階建事務所:2階厨房・衛生設備図S=1:100

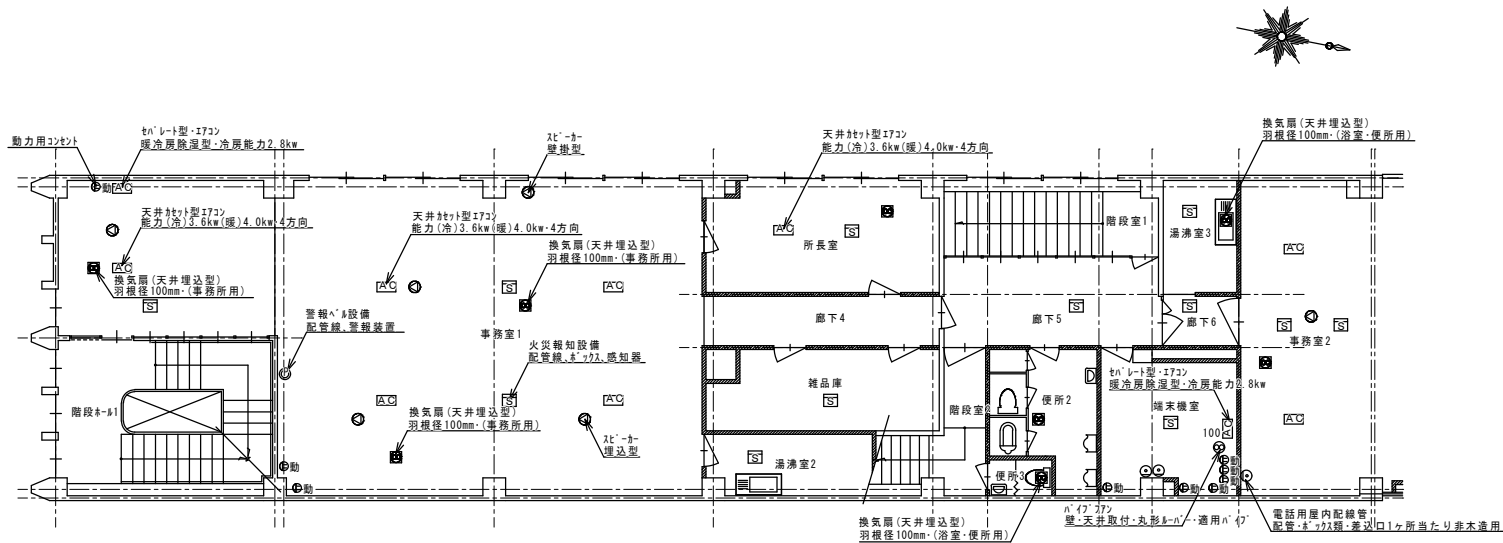


その他設備集計表			
名称	規格	数量	単位
換気扇	羽根径200mm・(倉庫用)	8	ヶ所
換気扇	羽根径250mm・(倉庫用)	1	ヶ所
換気扇	羽根径150mm・(倉庫用)	4	ヶ所
換気扇	羽根径150mm・(便所用)	1	ヶ所
換気扇(天井埋込型)	羽根径100mm・(事務所用)	7	ヶ所
換気扇(天井埋込型)	羽根径100mm・(浴室・便所用)	6	ヶ所
h'v'772	基・天井取付・丸形h-n'-適用h'v'	1	ヶ所
h'v'772	VHF・UHF併設・軒先他設置・端末整合器2	1	基
h'v'772	BS用・BSA-75・軒先他設置・端末整合器2	1	基
電話用屋内配線管	配管・h'v'772種・差込口1ヶ所当たり非木適用	6	ヶ所
h'v'-w設備	設置2・相互通話型・(業務用)	2	式
fire設備	fire・押釦・配線共	1	ヶ所
火災報知設備	配管線・h'v'772・感知器	41	ヶ所
火災報知設備	受信機P型1級15遅程度	1	ヶ所
警報h'v'設備	配管線・警報装置	4	ヶ所
動力用コネクタ	配管線	12	ヶ所
h'v'772	暖冷房除湿型・冷房能力2.8kw	1	ヶ所
h'v'772	暖冷房除湿型・冷房能力2.8kw	3	ヶ所
h'v'772	暖冷房除湿型・冷房能力2.8kw	3	ヶ所
天井h'v'772	能力(冷)3.6kw(暖)4.0kw・4方向	12	台
天井吊下げ型h'v'772	能力(冷)3.6kw(暖)4.0kw	1	台
h'v'-h-	壁掛型	2	ヶ所
h'v'-h-	埋込型	7	ヶ所

鉄筋コンクリート造3階建事務所 1階空調設備図等 S=1:100



鉄筋コンクリート造3階建事務所 3階空調設備図等 S=1:100



鉄筋コンクリート造3階建事務所 2階空調設備図等 S=1:100